

区民意見反映制度によりお寄せいただいたご意見と区の考え方

【凡例】

- … 意見の趣旨を踏まえ、ビジョンに反映するもの
- … ビジョンまたはアクションプランに趣旨を記載しているもの
- … 事業等において既に実施しているもの
- … 事業実施等の際に検討するもの
- … 趣旨を反映できないもの
- … その他、上記以外のもの

	意見の概要	区の考え方	対応状況
ビジョン全般			
1	全体的な構想および区が抱える問題の方向性については、問題ない。	ビジョンに基づき、着実に施策を進めていきます。	
2	高齢化と少子化の視点と対策が今回のビジョンには欠けている。厳しい将来予測を区民に分かりやすく伝え、どのような対策で乗り越えるのかを伝えることが区の大きな責務である。	本ビジョンでは、練馬区の将来人口推計等の各種データや、人口減少と少子高齢化など大きな社会の潮流を踏まえ、「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「安心して生活できる福祉・医療の充実」を主要な施策の柱としています。これらの施策を進めるうえで根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画として明らかにしています。	
3	魅力的でお金をかけない 1 戦略を。	ビジョンを羅針盤として、みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した住宅都市を基本に、練馬区の潜在力を花開かせた新しい成熟都市をめざします。	
4	税収減に備える成長戦略が必要。	ビジョンを羅針盤として、みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した住宅都市を基本に、練馬区の潜在力を花開かせた新しい成熟都市をめざします。	
5	少子超高齢化社会では区の収入を増やす手立てが不可欠。そのためには、外から見て練馬が魅力的に映るよう、ビジョンに他区の若い人や企業を呼べる施策を含めるべき。ベッドタウン区が理想なら、若い人向けの住宅補助により他区からの定住者を増やす。区内の職場が少ないことが問題の本質と考えるなら、企業誘致を推進することだ。	ビジョンを羅針盤として、みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した住宅都市を基本に、練馬区の潜在力を花開かせた新しい成熟都市をめざします。	
6	「ビジョン」というカタカナを用いるべきではない。	将来を見据えて区政運営の方向性を示す構想という意味で「ビジョン」という名称としました。ビジョンの策定目的や構成等について「はじめに」で説明しており、理解していただけるものと考えます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
7	年号の表記は、西暦に一元化すべき。	練馬区では、練馬区公文規程および文書事務の手引に基づき、年の表示について原則として、元号を用いて書き表すこととするとともに、区が発行する刊行物・パンフレット等の表紙等に記載するものについては、西暦を併用することとしています。他の行政機関の文書や国の法令において元号が使用されているため、公務の統一的な処理を図る観点から、引き続き原則として元号を用い、文書の性質に応じて西暦を併用する方針です。	
8	財源福祉一辺倒の予算配分にならないこと。	ビジョンの実現可能性を担保するため、ビジョンに基づくアクションプラン(素案)において27年度～29年度の財政フレームを示しています。毎年度の予算編成において、必要な事業に必要な経費を計上します。また、事業の見直しによる経費の縮減、国・都の交付金や起債の活用などにより、財源を確保していきます。	
9	ビジョンだけでなく、2月に提示されるというアクションプランも合わせて、施策の体系についても、ビジョンも含めて意見を表明する機会を保障して欲しい。	アクションプラン素案を2月21日に公表し、3月31日まで区民意見反映制度によりご意見を募集しています。	
10	素案策定に当たり、区民意見を募集し、時間をかけて素案を策定すべきであった。	ビジョン策定に向けて、練馬の未来を語る会を7回開催し、子育て、介護、農業の分野で活躍している方、無作為抽出による若者や子育て世代の方などと意見交換し、各種事業者団体や地域団体との話し合いも重ね、いただいたご意見やアイデアを踏まえて検討のうえ、素案を作成しました。	
11	基本構想との齟齬が明らかになった以上、早期に自治基本条例を策定し、区民全体で新たな基本構想をつくるべき。	基本構想の策定後、区政を取り巻く社会経済状況は変化しているため、ビジョンの策定を踏まえ、基本構想の見直しを検討します。	
12	練馬区基本構想では区政運営を「区政経営」として、多用しているがこのビジョンでは使われていない。区政運営の根幹にかかわることなのでその理由を明らかにすべき。	現基本構想は、基本構想審議会の答申を踏まえ、「区政経営」という用語を「区が区民福祉の向上のために、区民や地域の団体、事業者などとの協働を進め、多様な地域の資源を有効活用し、質の高いサービスを効果的・効率的に提供すること、その成果を検証しながらサービスの充実を図ること」と定義して使用しています。一方、ビジョンでは、一般的な用語として「区政運営」を使用しています。	

	意見の概要	区の方考え方	対応状況
構想編			
13	計画を立てるにあたっての考え方の基調を聞きたい。	ビジョンでは、我が国がこれまでとは異なる「新しい成熟社会」を迎えており、従来のように成長の延長線上に未来を描くことのできない、モデルなき未知の時代に直面していることを基本認識として、構想編に記載しています。	
14	4Pの「1 新しい成熟社会に向けて」に関連して、当区は成熟した住宅都市で、区民と区外民との交流都市を目指すべき。「産」「学」「官」の連携プラス「公」(N.P.O等)「金融」の5ゾーンの連携が求められる。	計画16において練馬区の魅力を区外にも発信していくこと、戦略計画18において民間との協働を進めることを取組内容としています。	
15	区民の自治への参加のことには触れられていない。一方的ではない区民に開かれた共につくる区政を是非、実現して欲しい。	構想編の「3 新しい成熟都市をめざす施策の方向性」の「(5)ビジョンの実現のために」において、区民・区議会とともに練馬の自治を発展させる旨を記載します。	
16	近未来ストーリーについて、一部の区民の生活場を断片的にならべたストーリーでは、成熟都市練馬を説明するには、無理がある。もっとしっかりした説明文にしてほしい。	近未来ストーリーは、ビジョン構想編に掲げた主要な施策に取り組むことにより、近い将来どのように区民の生活が変わっていくのかをイメージしやすいよう掲載したものです。2月21日に公表したアクションプラン素案で、平成27年度から29年度の戦略計画の具体的な取組内容を明らかにしています。	
戦略計画編全般			
17	戦略計画という軍事用語は用いるべきではない。	「戦略」は、大局的、全体的な構想のもとに今後どうしていくかを打ち出すという意味で、国や都、企業でも使われています。軍事用語として使っているわけではありません。	
18	「リーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけます」とあるが、何故リーディングプロジェクトなのか？すなわち、いろいろな問題や課題を区がどのように評価してこのビジョンに盛り込むに至ったのかが分からない。	白書編に掲載したものをはじめ各種のデータ等に基づき、区民ニーズや課題の分析を行い、構想編に記載した社会の潮流や練馬区の特徴を踏まえ、主要な施策を進めるうえで根幹となる取組を戦略計画としました。	
19	戦略計画にはすべての施策・事業を書くことはできないというが、重要なことは一行でも書くべき。	ビジョンは、これまでの総花的な計画とは異なり、区の基幹プロジェクトを取り上げて重点的に取り組むことを打ち出したものです。戦略計画に取り上げていない施策・事業も含めて総合的に区政運営を行い、区民福祉の向上に取り組めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
20	複数年での評価、5か年で多額の予算を投入し、効果の薄い事業もある。中間トレース制度を設けるなど、明らかに効果のないものは見直しをしていくべき。	ビジョンに基づく平成27年度～29年度の実施計画としてアクションプランを策定します。アクションプランの進捗状況は毎年度点検・検証するとともに戦略計画の取組期間の間には見直しを行い、後半のアクションプランを策定します。	
21	前中期計画の実現状況と現在の状況、5年後の予測に基づき、何が問題で、何が反省すべき点で、これから何を取り組むために策定したのか、を示すことがアカウントビリティの観点から必要だが、ビジョンではそれが見えてこない。	26年度に実施した事務事業評価において、後期実施計画に位置付けている主な事業等の25年度までの進捗状況を確認し、公表しています。ビジョンに基づくアクションプランとして必要な事業は、改めて内容を精査のうえ、計画化しました。後期実施計画の26年度までの実施状況は、アクションプランの成案化にあわせて27年度に整理し公表します。	
22	今まで行われてきた事業の課題、成果、評価や今後の方向性、新たに提案されている事業との関連を明確にすべき。	平成26年度に実施した事務事業評価において、後期実施計画に位置付けている主な事業等の25年度までの進捗状況を確認し、公表しています。ビジョンに基づくアクションプランとして必要な事業は、改めて内容を精査のうえ、計画化しました。後期実施計画の26年度までの実施状況は、アクションプランの成案化にあわせて27年度に整理し公表します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
柱 子どもの成長と子育ての総合的な支援			
戦略計画 1 家庭での子育てを応援			
23	虐待や養育困難家庭、貧困など子どもへの手立てが触れられていないので、具体的に示して欲しい。	ビジョンに位置づけた相談や子育て支援サービスの充実により、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、養育困難家庭への支援や虐待予防への取組を強化します。貧困への対応についても生活困窮者への取組を通じて行っていきます。	
24	子ども家庭支援センターは民間事業者やボランティアの活用にとどまらず、正規職による区直営での充実を図ること。	子ども家庭支援センターでは、虐待対応、虐待を予防する事業については区職員が、乳幼児一時預かり等の子育て支援事業については、民間事業者やボランティアを中心に取り組んでいます。今後も事業の充実等図っていきます。	
25	「(仮称)すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関へ...」とあるが、窓口ばかりを増やしても職員は忙しくなるばかり。窓口ではなく、対応する職員の増員を要望する。	子育てに関する様々な不安や悩みに対し、身近なところで「なんでも相談」を受けられる相談窓口を設けることは、今後ますます必要なことと考えています。実施にあたっては相談に応じられる体制を整えます。	
26	特に、支援が手薄になっている産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児などを行う産後ケア事業を含めた、妊娠・出産包括支援事業の実施を計画に盛り込んでほしい。5年後の目標に「子育て期」の目標しか挙げられていないのは不十分。	子育て支援は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が必要であるため、目標にその旨記載します。ビジョンに基づくアクションプラン素案に、子育ての総合的な情報提供サービスや産後ケア事業、妊娠期から子育て期までの講座等、保健相談所と子ども家庭支援センター等が連携して取り組む事業を盛り込んでいます。	
27	区は、父親としての子育てメニューを区民が共有するような社会に誘導する必要がある。	現在、保健相談所では育児に関する事業として「パパとママの準備教室」などを実施していますが、今後は保健相談所と子ども家庭支援センターが連携して父親も参加できるような時間帯に子育てに関する講演会等の実施を計画していきます。	
28	外遊びの場作りの事業を充実して欲しい。	子どもの外遊びは、心身の成長に大きな効果があります。このため、児童遊園や民有地を活用した遊び場の確保に努めています。 ビジョンでは、計画1で公園などで幼児と親同士が外遊びで過ごす「おひさまぴよぴよ」を、計画15で子どもの体験型事業として「こどもの森」の開園や「カブトムシの森」事業の実施を盛り込んでいます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
29	子どもが自由に遊べる場が減っている。子どもの安全を守るだけでは、こどもの潜在能力まで奪って成長の芽を摘んでしまう。ハード面ソフト面双方のバランスがとれた施策を求める。	子どもの外遊びは、心身の成長に大きな効果があります。このため、児童遊園や民有地を活用した遊び場の確保に努めています。 ビジョンでは、計画1で公園などで幼児と親同士が外遊びで過ごす「おひさまぴよぴよ」を、計画15で子どもの体験型事業として「こどもの森」の開園や「カブトムシの森」事業の実施を盛り込んでいます。	
30	「家庭支援センターでの乳幼児一時預かり事業」で、受入人数を年間1万人増員とあるが、無茶な数字に見える。「実施日の拡大と定員増」だけでそれだけの増員をすることは、職員の負担を増やすことなので、職員の増員が必要と考える。	乳幼児一時預かり事業は、多くの区民の要請に応えるものです。実施日の拡大と定員増により、受け入れ人数を拡大します。事業拡大にあたっては、適切な人員配置を行います。	
31	戦略計画の柱「子どもの成長と子育ての総合的な支援」を地域も一丸となって取り組もうと、子どもが子どもらしく育つまちづくりのための『「まちの居場所」づくり』を企画中である。実施するに当たり、区の支援（助成）をお願いしたい。	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業や、民設子育てのひろば事業に対する運営費補助の制度があります。応募または申請にあたっては、事前相談を必要とするなどの条件がありますので、お問い合わせください。	
戦略計画2 「練馬こども園」の創設			
32	「練馬こども園」の認定とはステッカー等の看板を与えるということか。	「練馬こども園」とは、「長時間預かり保育」「認証保育所等との提携」「教育と保育の質の向上」の3つに取り組む私立幼稚園を区が独自に認定する制度です。	
33	練馬こども園の認定にあたっては、11時間保育を標準とする認可保育園と同水準の基準を作り、基準を満たした幼稚園に認証と補助を行うべき。	国の一時預かり事業（幼稚園型）で規定する人員配置等の基準を要件として補助・認定を行う予定です。	
34	標準型を設定するにしても、幼稚園の負担は大きいと想定される。幼稚園の意向調査や実施するに当たって生じるであろう負担について、具体的で丁寧な説明と意見聴取が必要。	私立幼稚園における長時間預かり保育実施にあたっての課題については、これまでも私立幼稚園協会と意見交換を行っています。今後、制度の推進にあたっては個々の私立幼稚園ときめ細かく調整を行います。	
35	多くの私立幼稚園では10時間を超える保育は問題があると言っている。練馬こども園の11時間という計画は既に頓挫しているのでは。	認可保育所では、児童福祉施設最低基準により、原則11時間開所となっています。私立幼稚園における長時間預かり保育実施にあたっての課題については、これまでも私立幼稚園協会と意見交換を行っています。今後、制度の推進にあたっては個々の私立幼稚園ときめ細かく調整を行います。	
36	幼稚園と保育所における教育・保育の質の向上のため、研修等を行う点については、職員がその場を離れ研修を受けることが困難なことに鑑み、練馬区は保育施設の職員配置について独自の補助を行い、職員配置の上乗せを行うべき。	研修については、従事職員が参加しやすいよう日程設定していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
37	幼稚園と保育所における教育・保育の質を向上させるためには、幼保の職員、保護者それぞれの信頼関係が築ける工夫や相談体制が不可欠であり、区が責任をもって行うべき。	幼稚園と保育園の連携については、これまでも練馬区幼保小連携推進協議会にて検討を行っています。また、「練馬こども園」の要件として幼稚園と保育所における教育・保育の質の向上を掲げています。この中で幼稚園と保育所の交流などを推進していきます。	
38	「ニーズ調査書」によると、「3歳、…4歳以上では『預かり保育のある幼稚園』が最も高い割合」とあるが、ニーズ調査結果の読み方が一面的で、科学的根拠に欠ける。	「練馬区子ども・子育て支援事業計画書等の作成に係るニーズ調査報告書」では、就労・非就労家庭の両方を含めた全体の結果となっています。	
39	「練馬こども園」制度の本質は幼稚園の預かり保育の推進と幼稚園の保育の質の向上をめざした、研修制度の創設にある。「認定こども園」と混同しがちな「練馬こども園」という名称は、改めるべき。	「練馬こども園」とは、「長時間預かり保育」「認証保育所等との提携」「教育と保育の質の向上」の3つに取り組む私立幼稚園を区が独自に認定する制度です。制度創設後、その普及に努めます。	
40	認証保育園など認可外保育施設と預かり保育のある私立幼稚園の接続・提携は、認可保育園を選択できなかった場合の補完的事業であるため、認可保育園での保育を保障することを基本とすること。	認証保育所は、単に認可保育所希望者の受け皿ではなく、多様なニーズに応える東京都独自の保育施設です。幼稚園との連携は、3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズにも応えられるものと考えます。	
41	認可保育所を増設する事を計画の中心にするべきだ。	ビジョンに基づき策定するアクションプランや（仮称）子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や地域型保育事業を適切に配置していきます。	
42	多様なニーズに応える待機児童解消策よりも、まずは認可保育所を増やすべき。	ビジョンに基づき策定するアクションプランや（仮称）子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や地域型保育事業を適切に配置していきます。	
43	この計画の目的は「多様なニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる社会の実現」であり、認可保育園の待機児の解消策にはならない。まずは、認可保育園の待機児をなくすことを最優先にし、ビジョンに明記することが必要。	待機児童の解消についても、引き続き取り組みます。	
44	認可保育園をきちんと残してほしい。委託された園では保育の質が下がり、子どもが傷ついている。	ビジョンに基づき策定するアクションプランや（仮称）子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や地域型保育事業を適切に配置していきます。 委託園の運営については、区立保育園の園長または副園長経験者による巡回指導や、第三者評価の実施等により把握し、保育水準の確保に努めています。 今年度実施した第三者評価では、約9割の保護者が「大変満足している・満足している」という結果でした。限られた財源の中で、必要な区民サービスを確保するため、今後も区立保育園の運営業務委託に取り組んでいきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
45	小学校入学までの切れ目のない教育・保育サービスの実現について 重点を置くべきは、連携先の確保ではなく、認可保育園の入園希望者がもれなく認可保育園へ入園できる体制をつくること。	ビジョンに基づき策定するアクションプランや（仮称）子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や地域型保育事業を適切に配置していきます。	
46	保育園待機児ゼロを実現することをビジョンに位置づけ、公有地を活用した良質な認可保育所を整備する方針も明記すること。	待機児童の解消についても、引き続き取り組みます。また、保育所等の整備にあたっては、可能な限り、公有地や区有施設の活用を図っていきます。	
47	戦略計画2『「練馬こども園」の創設』に、「認可保育所」の充実を明確に示す必要がある。	ビジョンに基づき策定するアクションプランや（仮称）子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や地域型保育事業を適切に配置していきます。認可保育所等の拡充に取り組むことをビジョンに記載します。	
48	認可保育所の施設、有資格者配置率等により、保護者は認証保育所よりも認可保育所を望んでいる。	認証保育所は認可保育所の次に多くの児童が在園している施設であり、駅に近い立地や13時間開所等を望む保護者に対する多様な保育サービスの需要に応えています。	
49	今、練馬区の「就学前の子育て支援策」として大事なものは、児童福祉法第24条第1項の認可保育園を増やして「待機児童を解消することである。この自治体の保育義務（児童福祉法24条第1項）と「多様化するニーズ」に応えることとの関係をどうするのか。	児童福祉法第24条第1項において、自治体の保育義務は認可保育所のみを対象としているものではありません。 待機児童の解消についても、引き続き取り組みます。	
50	いわゆる待機児童をゼロにすることを、年度を決めて明記すべき。	待機児童の解消についても、引き続き取り組みます。	
51	都や私鉄と協力して、駅の構内に保育所を設置して欲しい。	現在、西武池袋線の高架下を活用し、認可保育所を2か所、認証保育所を1か所設置しています。また、駅直結の駅ビル内に認証保育所を1か所設置しています。駅構内への設置には課題もありますが、今後も、区民ニーズを踏まえて設置を働きかけていきます。	
52	練馬区は無認可保育施設である認証保育所を認可保育園へ移行させる取り組みを積極的に進めるべき。	認可保育所への移行を希望する認証保育所等に対する支援事業を既に実施しています。	
53	練馬区の今後の保育行政の中で認証保育所をどのように位置付けているのか。	認証保育所は、認可保育所の次に多くの児童が在園している施設であり、区としても認証保育所を保育事業の中に位置づけています。今後も認証保育所を支援していくとともに、新制度に入れるよう都を通じて国に申し入れをしていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
54	認証保育所を練馬区の保育事業、施策の中に位置づけ、施設に対する補助の在り方や保育料の額についても特定保育所に準じた扱いをして欲しい。	区は認証保育所を保育事業の中に位置づけています。施設に対する補助や保育料については、今後保育施策全体のサービスと利用者負担の在り方を検討する中で決めていく予定です。	
55	認可に移行を希望する保育所の補助を27年度以降も継続して欲しい。	認可保育所に移行を希望する認証保育所への補助については、平成25年度から始まった国の待機児童解消加速化プランを活用して行っており、国の申請期限が平成27年3月31日までとなっています。今後については、国の動向を踏まえ対応していきます。	
56	「戦略2」の中に、自治体の保育実施義務を定める児童福祉法第24条第1項の趣旨を盛り込むよう要望する。	ビジョンおよびビジョンの個別計画である(仮称)子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉法等を踏まえ策定しています。	
57	障害児を受け入れる側が対応しきれていないのが、問題。幼稚園、保育園に対する研修体制を整えるとともに、支援が必要な子どもたちを園の対応まかせにせず、必要な場につながるような働きを機能させてほしい。	これまでも障害児保育を行う幼稚園に対し、人件費の補助および学級補助員配置への助成を行ってきました。今後は各幼稚園への特別支援教育の専門家の巡回指導を実施し、受入体制を整備するとともに、研修体制も整えていきます。 また、状況に応じて、区のこども発達支援センターと連携を図っていきます。	

戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

58	学童クラブと学校応援団ひろば事業の運営を統合する「(仮称)ねりっこクラブ」においては、学童クラブとひろば事業は統合せず、それぞれの特性を生かし、充実させること。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営します。	
59	学童クラブとひろば事業の事業運営を統合することによって問題が生じるため、従来通り区職員による学校外の運営がよいが、学校内で、事業者による運営させる場合は、区職員を現場にコーディネーターとして配置し、別途民間事業者の指導等のためにも配置すること。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。また、円滑な事業運営実現のため、区職員のコーディネーターを配置し、事業全体の管理や運営を支援します。	
60	「統合」の具体的な内容が見えてこない。ひろば事業はあくまで「見守り」であり、学童クラブの「保育」事業とは性質が異なるものだから、学童クラブ事業をひろば事業に吸収させるようなことには、絶対にしないで欲しい。 区内の保護者、指導員、その他の関係者との合意形成を図って慎重に進めるべき。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。 ねりっこクラブの実施にあたっては、関係者と話し合いながら進めていきます。	
61	(仮称)ねりっこクラブが他の自治体で既に実施している「全児童対策」のように全く統合されるものではないことを確認する。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
62	学童クラブを「統合」の名のもとで無くすことは絶対にしないでほしい。学童クラブを無くすのではなくむしろ充実していくことが求められている。「学童クラブの充実」の言葉を入れてほしい。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。また、「ねりっこクラブ」の学童クラブ事業については、利用定員の拡大や、ひろば事業への参加がしやすくなるなど、充実が図られるものと考えています。アクションプラン（素案）との整合を明確にするため、表記については統一を図っていきます。	
63	子どもとたちと指導員の関係が固定化している現状の関係を崩し、指導員が毎日変わるような「流動的」な対応策を出さないでほしい。固定したこども集団を正規の職員が指導する「おおむね40人」という国の指針に沿って施策を進めてほしい。	国は1つの学童クラブで「おおむね40人」を超える児童を受け入れている場合、複数の「支援の単位」に分けて対応することも可能としています。区立学童クラブにおける運用状況を踏まえ「ねりっこクラブ」における考え方を整理していきます。	
64	「（仮称）ねりっこクラブ」という仕組みは、複雑で、多くの問題をはらんでいる。よりシンプルで分かりやすい仕組みにすべく、精緻な議論・検討を重ね、性急にこのしくみを実施しないよう、むしろ現状を生かし、より効果的で柔軟な施策を希望する。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営していきます。事業実施にあたっては、実施小学校ごとに関係者の意見を聞きながら移行の計画を策定します。	
65	練馬区の保育・教育には満足しているし、学童にもお世話になっている。夕食前まで同じ職員に見守ってもらえるのは大きな安心。放課後居場所事業も必要だが、これをやることによって学童クラブのサービスが低下しないよう、配慮して欲しい。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。すべての児童がともに過ごせる時間を作るなど、更なる充実を図るものです。	
66	戦略計画3「すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり」について、全児童の安全と放課後の居場所をいかに保障するかの話しあいを、保護者および学童クラブ関係者とすべきだ。結論だけを「新しいビジョン」として、区民と子ども達に押し付けないで。	「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営するものです。すべての児童がともに過ごせる時間を作るなど、更なる充実を図るものです。「ねりっこクラブ」の実施にあたっては、実施小学校ごとに関係者の意見を聞きながら移行の計画を策定します。事業立ち上げ後は関係者で構成される運営協議会を開催し、事業運営について協議するとともに、必要な助言等を行っていきます。	
67	「子どもたちにどのように育ててほしいか」という視点から、「何のための場か」ということにぶれないビジョンを持った取組にして欲しい。	すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境の整備を目標として、「ねりっこクラブ」を推進していきます。	
68	障害児の受け入れについて、安全に健常児と集団生活できる体制と支援を保障すること。	「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業では、障害のある児童について、現在の区立学童クラブにおける受け入れ条件の確保に努めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
69	行政、学童クラブ指導員、保護者の三者で懇談を重ね、学童クラブの運営指針と基準を作成してきた。この「財産」を大切にしてほしい。	「ねりっこクラブ」では、事業運営について意見や助言等を反映させるための仕組みとして、小学校ごとに、区、学校、学童クラブ、学校応援団等の関係者が参加する運営協議会を開催する予定です。	
70	国の示す省令63号の第5条に規定する「(学童保育の)支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、...児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。」の趣旨を「新ビジョン」の計画3の文言に明記すべきだ。	「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業は、児童福祉法第6条の3第2項で規定する「放課後児童健全育成事業」です。なお、法令との関係は、今後制定する条例等で決めていきます。	
71	待機児童解消の陳情が上がっている学童クラブから学童クラブ増設を進めることを明記してほしい。	学童クラブの増設については、教室の転用や学校敷地内での施設整備の手法だけですべての保育需要に対応することは困難です。 今後は「ねりっこクラブ」の推進により学校内の教室を弾力的に活用するなど活動スペースの確保に努め、学童クラブの需要に応えていきます。	
72	高学年の対応について、素案には「児童館等の中にある学童クラブにおいて」とあるが、実施したとしても区内の学童クラブ数や全国平均数から見て、まだ低いと言わざるを得ない。要望のある地域や児童数に余裕のある所から速やかに対応を図ってほしい。	高学年の受け入れは、面積や男女別トイレなどの施設面の条件が整っている児童館内等の学童クラブにおいて、モデル実施したうえで、本格実施を行う予定です。 モデル実施において、保育内容の検討も行い、その後の実施方法や実施施設を検討していきます。	
73	児童館内学童クラブでの高学年対応は、特に必要ではない。	「児童福祉法」の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業(練馬区で実施している学童クラブ事業等)の対象児童が変更され、小学校全学年の児童となりました。 法改正の趣旨を踏まえ、また、「練馬区子ども・子育て支援支援事業計画書等の作成に係るニーズ調査」において、高学年の学童クラブ需要が一定数あることから、区では、学童クラブの対象者を拡大していきます。	
74	「新ビジョン」を作成するこの機会に、要望のある地域から、夏休み中の開所時間をまずは30分早めてほしい。	区立学童クラブ条例で定められている開所時間を維持するとともに、延長保育の実施については別途検討していきます。	
75	待機児童対策と称して、区の学童クラブのサービス低下から、高額な民間学童保育への誘導することがないようにしてほしい。	「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」案を平成27年第一回練馬区議会定例会に提出しています。この条例に基づき、学童クラブとしてのサービスを維持しながら、多様な区民ニーズに応えるために、今後も民間学童クラブの活用を図っていきたいと考えています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
戦略計画4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を			
76	不登校や家庭環境等により学習が遅れがちな児童生徒に対する学習支援は是非進めて欲しい。	ビジョンに基づくアクションプラン素案において、生活支援・学習支援等を実施することを盛り込んでいます。	
77	不登校児対策は、光が丘だけでなく、多拠点で実施するべき。	不登校の子どもへの学習支援等を行っている適応指導教室については、学校教育支援センターの各分室（練馬・関）でも、児童生徒ひとり一人の状況を踏まえて必要な対応を行っています。	
78	日常に「みんなと同じ」ことをするのが困難な子どもたちなど、支援が必要な子どもたちに関わったり、しかるべき手助けを受けられるよう専門機関につないだりするスクールカウンセラーの機能を強化して欲しい。	スクールカウンセラーや心のふれあい相談員は、校長の指揮監督のもと学校内で教育相談を担当しています。関係機関による支援が必要な際には、校長の判断のもと適切に対応しています。	
79	障害のある子ども・家庭への支援策として、保健・医療・福祉・保育・教育が連携した支援体制を受けられる仕組みをビジョンに盛り込んで欲しい。できれば、ワンストップサービスで。	障害のある子ども・家庭への支援策については、こども発達支援センターが中心的な役割を担い、保健・医療・福祉・保育・教育の連携を進めています。関係機関が連携して支援する旨を計画4に記載します。	
80	いじめは基本的人権の侵害である。子どものいじめについては、教職員やPTAが毅然とした態度で臨むべき。	練馬区では、いじめ等対応支援チームを設置し、「(1)いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。(2)いじめはどの学校(園)にもどの子供にも起こりうる」との認識に立ち、いじめが発生した場合にはいかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。」という基本姿勢のもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組んでいます。	
81	教員を増やし過重負担を解消するためにも少人数学級を全学年で実施して欲しい。	現在、教育委員会では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や東京都が定める学級編制基準により、小・中学校の学級編制を行っています。 練馬区独自で少人数学級の編制を実施することは、経費や教職員確保等の面から困難です。国や都の動向を注視しながら、適切に学級編制に取り組んでいきます。	
82	ICT環境の整備について、多額な費用を投じた機器による授業が本当に子どもにとって必要かは疑問。教師と生徒一人ひとりが向き合えることが大切。	練馬区では、子ども達が21世紀の世界を生きていく基礎力を形成するために、情報活用能力の育成や教科指導におけるICTの活用を進めます。また、子どもと向き合う時間を確保するために、校務の情報化を進めています。 これらの教育のICT環境の整備を通して、質の高い教育の提供をめざしています。	
83	学校図書館に司書の配置を要望する。	司書の配置は考えていませんが、学校図書館の機能強化を図るため、学校図書館への人的支援について検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
84	これからは「課題解決型教育」と呼ばれる図書館中心の教育が必要。NPO法人きららでは、「学校図書館ボランティア育成プログラムづくりシリーズのvol.9-2」で番外編としてまとめた「課題と文献」というプログラムを学校図書館並びに公共図書館において提供したいと考えている。区の協力的な協働を求める。	学校図書館を活用した読書活動や学習指導を展開できるよう、学校図書館の機能強化を図ります。NPOとの協働については、今後の検討課題とします。	
85	総合教育会議は、教育の中立性、安定性、継続性を確保するため、教育施策はこれまで同様、教育委員会での審議を原則とし、教育委員の意見を尊重するとともに、教育委員会の専権事項については介入しないで欲しい。	教育委員会は、引き続き区長とは独立した執行機関であり、教育行政の管理・執行の権限は教育委員会にあります。 総合教育会議では、教育の政治的中立性、安定性等を尊重しつつ、区長と教育委員会との情報の共有、連携を強化していきます。	
86	総合教育会議において、会議の傍聴や情報公開を求める。	総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるときなどを除き、公開するものとされています。会議の開催は、事前に告知するとともに、会議終了後は議事録を作成し、公表します。	
87	国際交流（特に青少年育成の観点から）の盛り込みを。	中学生の海外派遣、オーストラリア・イプスウィッチ市青少年の受入を通じて、国際理解教育を進めています。また、東京都のオリンピック・パラリンピック推進事業を活用し、一層の国際理解を促進していきます。	
88	子ども議会で教育長は子どもの目を見て、自分の言葉で答えていたが、ほかの理事者は原稿を読んでいる印象で、残念だった。勉強して参加している子どものことを踏まえ、心を込めた言葉をかけて欲しい。	子ども議会は、文字通り区議会本会議と同様の方法により実施しています。このため、子ども議員の原稿による質問に、区理事者が答弁書により答弁する形式で行っています。子ども議会の実施方法については、今後とも子どもたちにとって有益な方法を検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
柱 安心して生活できる福祉・医療の充実			
戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立			
89	「医療と介護の相談窓口」の開設、相談員の設置とあるが、地域包括支援センター委託により、高齢者の深刻な状況を正確に把握できるとは言えない。センター直営により、専門職を含む十分な人員配置で在宅支援を行ってほしい。	平成27年度から高齢者相談センターを1所直営・3所委託で運営する方針です。これは地域包括ケアシステムの確立に向け、高齢者相談センターの機能を強化する観点から行うもので、専門職員を継続的・安定的に確保し、効率的・効果的な執行体制の整備をめざします。 この方針は、地域包括支援センター運営協議会をはじめ幅広い関係者間で時間をかけて論議し、決定しました。 今後も、高齢者相談センターは、行政直営型、民間委託型に関わらず、地域の最前線に立ち、高齢者の状況把握に努め、高齢者が安心して生活できるよう適切に支援を行っていきます。	
90	「その人に合った医療・介護連携チームの編成を支援する」とあるが、医師会との連携シートの開発など、具体策を進めるべき。	医療と介護の連携体制の一層の構築に向け、在宅療養推進協議会の検討を踏まえ、平成27年度は、薬局で配布している「お薬手帳」を活用した情報連携シートを作成し、区民や医療・介護の関係者間で情報の橋渡しができるよう準備を進めます。また、医療介護連携推進員は、支所職員とともに相談事例や医療介護の資源情報を整理し、対応マニュアルや資源マップ等を作成して、相談対応力の向上を図ります。	
91	医療と介護の相談窓口については、ワンストップで相談できる総合相談機能の拡充が必要。	平成24年9月に設置した在宅療養窓口では、ワンストップで相談できるよう、医療機関情報データベースを構築し、運用してきました。平成27年度からデータ量を拡充し、ワンストップ機能を高めます。また、支所職員とともに相談事例や医療介護の資源情報を整理し、対応マニュアルや資源マップ等を作成して、相談対応力の向上を図ります。	
92	病院の増設と高齢者地域包括ケアシステムの確立に期待する。	住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標に取り組みます。	
93	「ロコモ体操」など体力向上やリハビリ効果などにより介護度を低下させた機関ないし被介護者本人に対する褒賞の制度化を区は実施すべき。	区は、平成27年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防や社会参加を促進させ、自立した生活を継続できるよう施策を進めていきます。介護度が低下した際の褒賞制度については、現状では困難と考えています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
94	医療・介護に「健康（増進）」を加えて。	地域包括ケアシステムの「予防」には健康づくりも包含しています。戦略計画5に介護予防・日常生活支援総合事業を追加し、アクションプランで介護予防の支援を計画化しました。ロコモ体操の会場の拡充等、更に充実していきます。また、「街かどケアカフェ」では、高齢者の健康づくり支援として、ロコモ体操や健康相談を行います。	
95	街かどケアカフェは、情報相談ひろばや支所の窓口と何が違い、どう住み分けをするのか、分かりやすい説明が必要。	「街かどケアカフェ」は医療・介護・健康の相談ができる場所であるとともに、高齢者をはじめとする、地域住民の交流の場として整備します。より多くの区民の方にご利用いただくよう、分かりやすく丁寧に周知を行っていきます。	
96	街かどケアカフェはよい考えだが、もっと気軽な制度にして、町に1か所欲しい。	平成27年度に開設準備を行い、28年度に1か所目を開設します。事業の効果や実績を検証し、5か年の取組として、区内でも特に高齢化率が高い地域に、当面4か所程度設置していきます。	
97	低所得の人が入所可能な特養ホームの整備は、待機2600人に対し340床では不十分であるため、希望する人が入所可能な数を目標数として定めて欲しい。	特別養護老人ホームの整備については、入所待機者の状況のほか、今後の要介護認定者の増加や在宅での生活が困難な要介護者数の推移を踏まえて、整備目標数を設定しています。	
98	高齢者のシステムは「簡単明瞭であること」が何よりである。	住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を目標に取り組みます。それらについて、分かりやすい説明を行うよう努めます。	
99	介護者も含めた世帯の問題として取り組む視点を忘れずに。	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるための取組は、ご家族の安心につながる支援でもあります。高齢者が要介護状態になっても、ご家族の負担を少なくし、地域社会全体で支える仕組みが地域包括ケアシステムです。	
100	高齢者だけでなく、認知症を家族で最大限サポートできるよう、家族も支える取組が必要。	区では、介護家族の会やボランティア等の協力を得て、認知症の人や家族を支える地域づくりに取り組んでおり、今後も介護者支援や見守り事業の充実に努めます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
101	介護保険制度改悪により、要支援高齢者の保険はずしが行われ、十分なサービス提供の保障がない。予算の上限を定めことなく提供できる体制をとること。	総合事業を含む地域支援事業は、介護保険法において、「当該区市町村における介護予防に関する事業の実施状況や介護保険の運営状況、75歳以上の被保険者数などを勘案して政令で定める額の範囲内で行うもの」とされています。 区は、総合事業に取り組むことで、高齢者の選択肢が増えるよう、多様な担い手による多様なサービスの拡大を図り、サービス抑制につながるような取り組みを避け、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護保険財政の適正化に努めます。	
102	介護保険料の値上げは行わず、減免制度の拡充を行って欲しい。	高齢者や介護を必要とする方の数の増加に伴い、介護給付費は年々増加し続けており、保険料の一定の値上げは避けられない状況です。平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画期間においては、これまで実施してきた減免制度を継続するとともに、新たな保険料負担軽減策を実施するなど、低所得者に配慮した保険料設定となるよう検討していきます。	
戦略計画 6 障害者の地域生活を支援			
103	障害があっても地域で助け合って生活するための施策のさらなる充実を求める。	障害の有無に関わらず、地域で助け合いながら生活できるよう、障害者の社会参加や地域の障害理解促進に取り組んでいきます。	
104	重度心身障害児（者）の家族支援事業に関して、この事業が区内で実施され、母親の負担が軽減されることを願っている。	医療的ケアを要する重症心身障害児（者）の家族等の介護負担を軽減するため、「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」として27年度から実施します。	
105	計画の取組では、時間がかかり、また量的にも不足していて、重度障害者のグループホーム対策からは程遠い感がある。	重度障害者グループホームの整備の必要性は認識しています。今後、整備する中で検討します。	
106	区有地活用、民有地活用を問わず、重度障害者のグループホームを整備しようとする法人への整備費増額に加えて運営費補助を具体的な計画に盛り込んで欲しい。	重度障害者グループホームの整備の必要性は認識しています。今後、整備する中で検討します。	
107	グループホームの整備については、計画の数では足りない。区主導の計画だけでなく、個人や社会福祉法人等民間が進める計画にも手厚い支援を行う旨追記を要望する。	重度障害者グループホームの整備の必要性は認識しています。今後、整備する中で検討します。	
108	グループホームを5か年で10室は少ない。重度障害者グループホームの建設推進を施策の一つとして欲しい。 民間主導のグループホームにも整備費補助の増額を。また、運営費についての補助もビジョンに明記して欲しい。	重度障害者グループホームの整備の必要性は認識しています。今後、整備する中で検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
109	就労を定着させていくためには、就労後、当事者や事業所に対するフォロー体制が必要。	定期的な職場訪問による就職者への支援や、事業所との連携強化などにより、就労後の職場定着を支援します。	
110	就労支援について、障害特性を踏まえた支援の強化をして欲しい。	定期的な職場訪問による就職者への支援や、事業所との連携強化などにより、就労後の職場定着を支援します。障害特性を踏まえた就労支援の強化については、ビジョンに基づく障害者計画において示していきます。	
111	障がい者が働く場所として、行政主導で特例子会社の誘致を。	特例子会社誘致については、引き続き研究課題としていきます。障害者の働く場の確保は、区内企業への啓発、職場体験の受入れから雇用までの支援に取り組むことで進めます。	
112	自宅に訪問して、音訳朗読・パソコン入力・文書の校正や編集・ホームページ作成などの支援が受けられるサービスを希望する。	視覚に障害のある方へは、外出のための支援やパソコン教室などの実施により、社会参加や日常生活の支援の充実に努めているところです。自宅訪問による支援拡大の予定はありません。	
113	医療助成、福祉タクシー券等のプチ福祉政策など、他障害との格差を解消し、3障害共通の仕組みにして欲しい。	心身障害者（児）医療費助成制度の対象者拡大については、東京都の動向を注視しつつ他区の動向も踏まえて東京都に働きかけていきます。 練馬区心身障害者福祉タクシー券は、下肢・体幹・移動・視覚・内部障害で身障手帳1～3級または愛の手帳1・2度の方を対象としており、精神障害者は対象としていません。現状では福祉タクシー券の支給は困難と考えます。	
114	精神障害者へのサービスは、日中サービス、居宅サービス共に民間事業者が担っているのので、区は、積極的に応援、支援して欲しい。公共地等の活用、空き店舗、土地、建物の情報の共有、バリアフリー要綱の見直しを是非検討して。	区ではこれまで運営費の一部補助や人材育成等により事業者支援を行っています。今後も同様の支援を継続します。施設移転に際しての情報提供については、状況に応じて行っていきます。	
115	障害者差別解消法第17条に定める、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、他障害との格差及び障害を理由とする紛争解決の権限を持たせることで、権利擁護を推進することを要望する。	差別解消法の平成28年4月施行に向け、必要な検討、準備を進め、その中で協議会等のあり方を検討していきます。	
116	障害者差別に関する条例制定を要望する。	現在、障害者差別に関する条例について、制定の予定はありませんが、区民の啓発等さまざまな方法により障害者差別解消に向け取り組んでいきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
戦略計画7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築			
117	練馬光が丘病院を周産期医療連携病院とすること。	練馬光が丘病院については、周産期連携病院の指定など医療機能の拡充に関し、改築の機会を活用して病院等と協議を行っていきます。	
118	病床の増設は190では、まったく足りない。板橋区から大病院を移転させるくらいの画期的な政策をもって臨むべき。	戦略計画に定めた190床の増床事業を着実に進めます。さらなる病床の確保に向けた新たな支援制度を創設し、同一保健医療圏からの病院誘致を含め、医療環境の充実に努めます。	
119	医療過疎解消のため、急性期500床の病院整備を計画の中心に位置づけ取り組んで欲しい。	新たな急性期病院の整備については、現在、国が検討している一般病床の機能分化に関する議論や東京都が定める地域医療構想などの動向を注視し、引き続き取組の推進に努めます。	
120	これからの練馬区に必要なのは、急性期医療つまり24時間ERの充実である。ベッドをもたなくてもERを行う固定のセンターを数か所つくるのが急務。 川越救急クリニックで急性期医療を実践されている院長を、まずはアドバイザーとして招いて欲しい。	計画7の取組は、人口10万人当たりの病床が極端に少ないという区の課題を解決するために行うもので、今後ますます増加が見込まれる癌・脳卒中・心筋梗塞などの疾患に対応するためにも、病床の確保を前提とした検討が必要と考えています。一次・二次を含めた救急医療体制については、川越市の状況も研究しながら別途検討を続けていきます。	
121	新たな病院誘致を行うのではなく、「かかりつけ医制度」を進めることで、地域での医療ネットワークづくりの充実を図るべきである。	区における人口10万人あたりの一般・療養病床数が23区中最も少ない現状等に鑑みると、既存病院の増床や新たな病院の誘致を図る必要性は高いと考えます。 一方、慢性的な病気や通院治療ができる日常的な病気を診てもらう診療所の医師を「かかりつけ医」としてもつことは、医療機関が役割に応じて機能を分担しながら連携を図る医療連携体制の充実に必要です。 区としては両者について取り組むことで地域医療の充実に努めているところです。 「かかりつけ医」については、現在、練馬区医師会と協力して、その普及に向けた取組を進めています。	
122	病院利用者の立場から、（保谷厚生病院など区市の境界にある病院を想定）西東京市と共同利用の形態をとって欲しい。	区では、できる限り生活の場に近い所で、急性期から回復期、慢性期に至る医療を受けることができるよう、病床の確保と医療提供体制の整備を課題と位置づけ、地域医療の充実に向けた取組を進めています。医療資源が不足する地域においては、隣接する行政機関同士の連携や、病院間あるいは病院と診療所の医療連携を進めることは重要です。区が直接区外の病院を支援することは困難ですが、ご意見は、今後の練馬区の医療行政を進めるうえで参考にします。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
123	「地域周産期母子医療センターの整備も含めた周産期医療の充実」と「小児救急入院患者を受け入れる病床の確保を始めとした小児救急医療体制の充実」を目標に挙げて欲しい。入院を要する区民の約7割、救急患者の約6割が区外の病院に入院、搬送されている現状、さらに、区内医療機関での出産割合が約3割にとどまるという現状は、都内で2番目に多い人口を抱える区として、区民の命の安全を守れる水準ではない。	戦略計画に定めた取組は、区が抱える様々な課題を解消し、医療環境をさらに向上させるために行うものです。 「地域周産期母子医療センターの整備」や「小児救急入院患者を受け入れる病床の確保」などの取組を着実に推進し、周産期医療や小児救急医療の拡充・充実につなげていきます。	
124	小児・周産期医療のさらなる拡充をおこなうこと。	戦略計画における各取組を推進するとともに、二次保健医療圏内における医療機関間の連携を推進し、小児・周産期医療のさらなる拡充に努めます。	
125	区内有床診療所へ支援して欲しい。	有床診療所を含め、医療機関の運営は、診療報酬で対応することが基本と考えます。	
126	脳卒中に対応可能な救急病院とリハビリテーション病院の建設（誘致）が必要。	今後の超高齢社会を見据え、急性期から回復期、慢性期まで区民が安心して医療を受けられる環境の整備に努めます。	
127	がん検診車が特養老人ホームまで来てくれれば、身体不自由者や知的障害者も介護士の介添で受診できると思うので、検討して欲しい。	特別養護老人ホーム等に入所されている方については、各施設において個々の状況により対応しているため、現在のところ、特別養護老人ホーム等で区ががん検診を実施することは困難です。より多くの区民に受診していただけるがん検診の実施を目指し、様々なご意見を踏まえながら、引き続き検討をしていきます。	
戦略計画 8 つながり、見守る地域づくり			
128	地域コミュニティの確立が大切。そのためには、小学校区、町会、隣組等の活性化と活用が大切。	区では大泉西地区をモデル地域として、これまでさまざまな地域課題を取り上げ、講演会や勉強会などを実施してきました。これらを通して「高齢者などの見守り」が地域住民の共通の課題であり、取組が必要であることがわかりました。そこで戦略計画8において、出張所等を段階的に地域の見守り拠点とする方向性を示したところです。今後は、地域の実情に合わせて、地域団体や事業者等のネットワークづくりを進めるモデル事業を進めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
129	大泉西地域活動支援拠点は、地域の諸団体の連携を図る活動の先頭になって活動している。ビジョンの8で「つながり、見守る地域づくり」があげられてるが、まさにそのモデル事業となる取り組みだと思う。是非、これからも大泉西地区地域活動支援拠点の活動を今まで以上に応援して欲しい。	区では大泉西地区をモデル地域として、これまでさまざまな地域課題を取り上げ、講演会や勉強会などを実施してきました。これらを通して「高齢者などの見守り」が地域住民の共通の課題であり、取組が必要であることがわかりました。そこで戦略計画8において、出張所等を段階的に地域の見守り拠点とする方向性を示したところです。今後は、地域の実情に合わせて、地域団体や事業者等のネットワークづくりを進めるモデル事業を進めていきます。	
130	人と人との温かみの感じられるまち、生きがいのある生活を盛り込んで欲しい。	区では大泉西地区をモデル地域として、これまでさまざまな地域課題を取り上げ、講演会や勉強会などを実施してきました。これらを通して「高齢者などの見守り」が地域住民の共通の課題であり、取組が必要であることがわかりました。そこで戦略計画8において、出張所等を段階的に地域の見守り拠点とする方向性を示したところです。今後は、地域の実情に合わせて、地域団体や事業者等のネットワークづくりを進めるモデル事業を進めていきます。	
131	避難拠点は、在宅避難者の支援を行う場でもあることを区民に理解してもらう必要がある。在宅避難者の基準を明確にすることで、自宅での備蓄の強化につながり、自助の啓発にもつながる。	避難所で生活をしていなくても、避難者と同様に支援の必要な方々を「在宅避難者」といいます。 避難拠点は地域の防災拠点としても位置づけており、在宅避難者の支援を行う場となります。 災害時の在宅避難者の人数は、避難拠点への避難者数を超えることが予想され、家具の転倒防止や物資の備蓄など、引き続き自助の啓発に努めていきます。	
132	在宅避難者の把握・情報提供・支援のコーディネートの方法は、在宅避難の状況を具体的に想定した計画を策定し、地域住民とともに決めていくこと。	各地域で訓練等を重ねるなかで検討していきます。	
133	災害時要援護者の安否確認は避難拠点でなく、地域で、発災と同時に行わなくては遅くなる。	安否確認を速やかに行うことは大切なことです。それには、一定の人数が必要であるため、避難拠点到に集合した後、一斉に行うこととしています。ただし、地域の方々が協力して安否確認を行う体制が構築されている場合は、その方法で確認をお願いします。	
134	今回のビジョンの「計画8」には「登録者に対しては、避難拠点（区立小中学校 99校）に集結した民生・児童委員や区民防災組織、ボランティア等の協力による安否確認を実施します。」とあるが、既に確立した安否確認の方法を持つ地区では民生・児童委員は拠点到に集結しないので、この項から「民生・児童委員」の文字は削除して欲しい。	避難支援については、各地域の状況や避難行動要支援者の身体状況等に応じて実施するものと考えます。民生・児童委員についても、安否確認や関係機関への通報等、可能な範囲での避難支援を行うものと考えます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
135	登録者の60%が町会の非会員であり、日常疎遠であり、登録者は町会加入を義務とさせたい。	災害時要援護者名簿は、災害時に自力で避難することが困難な方が登録するものであり、町会をはじめ、団体に属することを登録要件とすることは困難です。	
136	法改正にともない、災害時要援護者名簿が避難行動要支援者名簿の位置づけとなるが、変更点や取扱について関係者に説明し、理解を得るように努めること。	適宜、説明を行います。	
137	近隣との助け合いが機能している場合の避難拠点との連絡の取り方などのきめ細かいルール作りを住民参加で行うべきである。	地域で安否確認の仕組みが確立している場合には、確認した安否情報を避難拠点に提供いただき、連携して必要な対応を図ります。	
138	平時において、災害時要援護者の避難想定、避難経路の個別確認などを行い、発災時に対応できるような訓練を行うこと。	各地域で訓練等を重ねていきます。	
139	福祉避難所への搬送は誰が責任者がはっきりしない。発災時の安否確認のあとの対応など、区民防災組織活動の手引きは検討の余地が多いと思う。	災害時には多様な手段を用いて搬送することが大切です。また、搬送については、避難拠点および福祉避難所の受け入れ状況等を踏まえ、区が判断します。 なお、区民防災組織活動の手引きについては、区民防災組織などからご意見をいただきながら随時見直すこととしています。	
140	障害者施設の福祉避難所をさらに増やすように求める。	施設開所状況等を見据え、適宜対応していきます。	
141	災害時要援護者が平時に通う施設において、十分な備蓄ができるよう区の支援を求める。	区と事業者とが連携し、施設における備蓄の充実に努めていきます。	
142	災害時に配慮が必要な避難者もいる。平時においての機能や目的が果たせるように、男女共同参画センターえ～るなどの施設は災害時の位置づけを明確にすできである。	発災直後から応急対策活動を円滑に実施できるよう、練馬区地域防災計画において、区立施設の災害時の利用計画を定めています。	
柱 その他			
143	高齢者施設内または隣接地に未就学児の子どもを預かる施設を設けて欲しい(「幼」と「老」が触れ合える場を望む)。	各施設では高齢者と子どもが交流できる事業等も行っています。既存の施設内に新たなスペースを確保するのは難しい状況ですが、施設の改修・改築や新規開設時に複合化について検討します。	
144	生活保護制度の適正な運用を。	生活保護制度について、区は適正な運用に努めているところです。疑問に思われる場合は個別に管轄の総合福祉事務所にご連絡ください。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
柱 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備			
戦略計画 9 鉄道、道路などインフラの整備			
145	大江戸線土支田駅予定地を人通りが多い土支田通りに接した場所に移すべき。	大江戸線の延伸は、延伸区間約4kmの間に駅間の距離を考慮し、土支田駅、大泉町駅、大泉学園町駅の3駅の設置を想定しています。土支田駅については区画整理事業により、すでに駅前広場予定地を確保しています。駅の設置場所は事業予定者である都が決定していくものですが、移動は困難と考えます。	
146	大江戸線の延伸については、延伸地域と光が丘地域での利害関係を考慮し、全体が合意できるような方向性を住民参加で築いていくこと。	大江戸線の延伸は、区北西部の利便性を大きく改善し、東京圏全体の安全で良質な都市基盤の形成に資する鉄道路線です。延伸地区のみでなく広く区全体に、延伸した場合の区民生活や地域経済への整備効果を積極的に周知していきます。大江戸線延伸促進期成同盟を通じて様々な促進活動に取り組んでいきます。	
147	大江戸線の延伸については、事業予定者の東京都が採算性を理由に実現がハッキリしていない中、基金を積み増そうとしているが、区民生活が厳しさを増していることを考慮し、基金の積み増しは止め、その分を区民生活を守る予算として切り替えること。	大江戸線の延伸は、区北西部の利便性を大きく改善し、東京圏全体の安全で良質な都市基盤の形成に資する鉄道路線です。実現に向けては、区も応分の負担をする必要があります。大江戸線延伸基金は、そのために活用するものであり、必要なものと考えています。	
148	大江戸線の延伸、230号線、233号線の整備を促進して欲しい。	大江戸線の延伸は、区が取り組むべき最も重要な課題の一つです。 230号線、233号線の整備については、東京都が都市計画道路の整備方針に基づき、整備を行っていきます。区は、道路整備と併せた沿道まちづくりを進めていきます。	
149	都市計画道路は、人口の減少や超高齢化社会へ向かうなど計画当時と異なる局面を迎えているため、改めて区民とそのあり方を白紙から検討し直して欲しい。	都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活の面からも、重要な役割を担っており、着実に整備を進める必要があります。都は、昭和21年の戦災復興計画以降、社会情勢等の変化を踏まえ、数次にわたり、都市計画道路の見直しを行ってきました。都市計画道路を白紙から見直す考えはありません。	
150	「都市計画道路の整備率は低く、特に西部地域が低い」ことよりも、「みどりの広場」や「憩いの森」・農地を残すためでもある「体験農園」を区民とともに作ってきた区の努力の方が価値がある、必要性がある、未来の子どものためになると思う。新しい道路ではなく、今ある道路の整備・拡幅にとどめ、これ以上道路によって地域が分断したり、遺産相続によって緑地や農地が失われることがないような制度が必要。	都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活の面からも、重要な役割を担っており、着実に整備を進める必要があります。道路整備にあたっては緑化など快適な都市環境を創出します。一方、多面的機能を有する都市農地は重要な社会資本です。都市農地保全には制度面の課題があることから、区では、特区の提案を行っていません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
151	整備率や計画線に捉われず、環境保全や財政などの多方面から将来世代に負担を残さないように住民参加でまちづくりとして取り組むべきである。2016年度から2025年度までの新たな事業化計画の策定についても、都市計画道路そのものの廃止も含め区民と協働で見直すこと。	都と特別区は、概ね10年間で整備する路線を定め、住民の理解を得ながら、計画的、効率的に整備を推進しています。区内の都市計画道路の整備率は、23区の平均を大きく下回っています。5年後には23区平均の整備率6割となること目標とし、整備を進めます。道路整備に際しては、発想を転換し、街路樹等による緑化や無電柱化、自転車レーンの整備などで快適な都市環境の創出を目指します。新たな事業化計画の策定にあたっては、検討段階に応じて、パブリックコメントを実施するなど区民の意見を聴く予定です。	
152	地域防災力の向上のためには、住民同士の顔の見える関係づくりが不可欠である。地域を分断する都市計画道路の整備は見直すべき。	都市計画道路は、防災の観点では、災害時における広域的な救援・救護活動や延焼遮断帯の形成など、重要な役割を担っています。整備にあたっては、道路の横断箇所を適切に配置することや、通学路や主な生活動線など、地域の一体性の確保にも十分に配慮していきます。整備を見直す考えはありません。	
153	道路緑化は道路の流れに応じたデザインとしてほしい。	国や都などの事業主体とも連携し、地域の方のご意見を伺いながら、その地域に適した緑化を検討していきます。	
154	道路緑化と沿道緑化を一体的に進める。	幹線道路が整備され、その沿道まちづくりを進める際、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図っていきます。また、国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路や河川の整備にあわせ、みどりの創出に取り組みます。	
155	道路事業で収用した土地の残地を利用したみどりの創出を都区で分担して進めてほしい。	国や都などの事業主体とも連携し、道路用地買収による残地のうち、可能な箇所については、植栽帯とするなど、みどりの確保に努めていきます。	
156	都市計画道路の整備について、「外環道は、その計画撤回を国や都に働きかける」に変更すること。	外環は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資する重要な道路であり、早期整備が必要です。国や都に計画の撤回を求める考えはありません。	
157	莫大な経費を必要とする外環道は、その計画撤回を国、都に働きかけること。	外環は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資する重要な道路であり、早期整備が必要です。国や都に計画の撤回を求める考えはありません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
158	「外環の2」は、地域住民の合意が得られていないため、都に中止を求めて欲しい。	外環の2について、都は、平成20年に公表した「検討の進め方」に基づき、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画変更の経路を経て、平成26年11月に、都市計画の変更を決定しました。こうした都の取組や手続は、適切に行われてきたと認識しています。都に中止を求める考えはありません。	
159	外環道および外環の2の整備については、地権者および沿道住民の対応を国や都などの事業者任せにせず、練馬区が説明責任を果たすべき。	外環および外環の2については、事業者である国や都が、責任を持って対応すべきであると考えます。今後も、国や都と連携して、区民の意見を聴きながら、整備促進に取り組めます。	
160	新しい計画道路沿いには、大手スーパーなどの大型店舗ばかりとなり、新しい道路のまちについていけなかった個人商店は立ち行かなくなる。地元の生活に配慮ある計画の実施を望む。	都市計画道路は、交通・環境・防災などの面からも重要な道路です。その整備にあたっては、地域への丁寧な対応を行うよう、事業の所管へ働きかけていきます。 また、まちづくりについては、地域の商店会や町会を含む地域の皆様のご意見を広く聞きながら進めています。 今後も地域の状況に応じて沿道のまちづくりを行う際には、地域の合意形成も努めるとともに、商店街の活性化等も担当部署と連携していきます。	
161	補助135号線が大泉第二中学校の敷地を分断することは、教育の軽視に他ならない。区は、5年10年先ではなく、50年、60年先にも禍根を残さない仕事をして欲しい。	補助135号線については、道路整備と大泉第二中学校の教育環境との調和を図るため検討しており、引き続き地域の皆様のご理解を得よう努め、整備に取り組んでいきます。	
162	大泉第二中学校を分断する都市計画道路135号線と232号線は、子どもたちや地域住民への影響を考え、中止して欲しい。	本路線のような都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活の面からも重要な役割を担っています。区内の整備率は23区の平均を下回っており、とりわけ西部地域の整備率は低く着実に整備する必要があります。 道路整備に際しては、街路樹等による緑化や無電柱化など快適な都市環境の創出をめざしていきます。 現在、道路整備と大泉第二中学校の教育環境との調和を図るため検討しており、引き続き地域の皆様のご理解を得よう努め、整備に取り組んでいきます。	
163	都市計画道路補助132号線と232号線について、計画が大幅に遅れているが、現在の進捗状況は？整備にあたっては、街路樹と街路灯について配慮して欲しい。	132号線は、現在引続き用地取得を進めるとともに、今年度、用地取得が完了しているエリアから下水道工事に着手しています。また、232号線についても、電線類の地中化を進めています。今後も早期完成に向け取り組んでいきます。 道路整備にあたっては、石神井公園の玄関口にふさわしい街路樹によるみどりの軸を形成していくとともに、街路灯の設置についてもあわせて取り組んでいきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
164	補助232号道路は富士街道までならば駅の便にいいが、それ以西には、問題が多い。慎重に取り組むこと。	補助232号線は、笹目通りから、西東京市境に至る延長約4.4kmの東西道路です。5本の都市計画道路と交差し、石神井公園駅の交通広場と接着する路線であり、交通、環境、防災など地域課題の解決に資する重要な道路です。整備に当たっては、住民の理解を得ながら取り組んでいきます。	
165	富士街道の道幅が狭く、子どもたちにとって危険な個所について、区の対応策がききたい（都道であることは承知のうえで）。	富士街道の拡幅については都議会で陳情が採択されていると聞いており、練馬区議会でも陳情が採択されています。また、東京都は、交通量調査、現況調査を行っていると考えています。区としても引き続き、早期の整備を要請するとともに、調整に努めていきます。	
166	整備率が低い大泉地域を区画整理なり、幅員拡張なりどうかしてほしい。区がもっと主体的に取りまとめ役として動かれることを期待する。	都市計画道路について都と特別区は、概ね10年間で整備する路線を定め、住民の理解を得ながら、計画的、効率的に整備を推進しています。区内整備率は23区の平均を大きく下回り、とりわけ区西部地域の整備率が低くなっています。5年後には、23区平均の整備率6割となることを目標とし整備を進めます。	
167	土地開発や産業活性化に力を入れるより、練馬区の住民が快適に住めるような政策を進めて欲しい。迷路のような道路を何とかしてほしい。	道路をはじめとした都市基盤（社会インフラ）は、環境・防災・景観など都市生活に不可欠な機能を担っています。快適な都市環境創出に向けて、道路や公園など都市基盤の整備を進めます。	
168	車から電車、自転車へ、自転車から歩行へと、道路の使い方を見直す施策を。	都市計画道路の整備に際しては、これまでの発想を転換し、街路樹等による緑化や無電柱化、自転車レーンの整備など快適な都市環境の創出を目指します。なお、駅前広場の整備等により、公共交通の乗換えの利便性の向上を目指します。	
169	鉄道の立体化によって、既存の道路の渋滞は改善されることが予測できるので、外環の2は不要。西武線立体化と外環の2は分けて考えるべき。	鉄道立体化の実現に当たっては、事業の効果を最大限に発揮することが必要であり、周辺の道路整備や駅前広場の整備など、沿線のまちづくりを一体的、総合的に進めることが重要です。鉄道立体化のみでは、地域の課題の解決には至らないと考えています。鉄道立体化と道路整備を切り離して進める考えはありません。	
170	西武新宿線の立体化は、地域住民のみならず、多くの区民の切実な要求である。しかし、区民意見が二分する「外環の2」をはじめとした都市計画道路の整備を目的に入れているため、区民全体の運動にできない進め方となっている。立体化と道路は切り離して進めて欲しい。	鉄道立体化の実現に当たっては、事業の効果を最大限に発揮することが必要であり、周辺の道路整備や駅前広場の整備など、沿線のまちづくりを一体的、総合的に進めることが重要です。鉄道立体化のみでは、地域の課題の解決には至らないと考えています。鉄道立体化と道路整備を切り離して進める考えはありません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
171	西武新宿線の立体化とJR新宿駅乗り入れについて、東京都等関係各所への働きかけを。	西武新宿線（井荻～東伏見駅付近）の立体化の促進については、平成27年1月に、区民、区議会、区が一体となった「西武新宿線立体化促進協議会」を設立し、1月29日に都に対し要請活動を行いました。今後も、鉄道立体化の早期実現に向け、関係機関への要請活動等に取り組みます。 西武新宿線のJR新宿駅への乗り入れについては、西武鉄道からは、具体的な計画はないと聞いています。今後も国の動向を踏まえ、東京都や沿線区市との連携を図りながら、適切に対応していきます。	○
172	踏切事故の危険性が特に高い上井草駅については、杉並区と連携し上下線ホームを繋ぐ跨線橋の早期設置を鉄道事業者に働きかけるべき。	区では、地域の方々と一緒に上井草駅周辺地区のまちづくりに取り組んでいます。今後も、その中で、杉並区や関係機関とも連携し、西武新宿線の立体化を前提として、現状の課題も踏まえたまちづくりについて西武鉄道にも働きかけていきます。	
173	西武池袋線保谷駅までの立体化に取り組んで欲しい。	西武池袋線の大泉学園～保谷駅付近については、平成16年に東京都が策定した「踏切対策基本方針」において、「鉄道立体化の検討対象区間」に位置づけられています。引き続き東京都に当該区間の鉄道立体化を働きかけていきます。	
174	西武池袋線の桜台-池袋間の高架化にあたっては、環七との上下入れ替えを合わせて行うべき。道路のオーバースタップやアンダーパスはスリップ事故や大雨による冠水のリスクが高い。大泉学園駅付近の高架化ではこのようなリスクのある整備であるほか、自転車への配慮が置き去りとなっている。	西武池袋線と環状七号線の交差部はすでに立体交差化がなされており、鉄道の高架化の予定はありません。補助135号線の整備や管理は、道路管理者である区が関係法令を順守し、適切に対応しています。	
175	大泉学園駅周辺はどうするのか。立体化について一言言及してもらいたい。	ビジョンは、今後5年間を目標に主要な取り組みを示したものです。西武池袋線の大泉学園～保谷駅付近については、平成16年に東京都が策定した「踏切対策基本方針」において、「鉄道立体化の検討対象区間」に位置づけられています。ビジョンへの記載はありませんが、引き続き東京都に当該区間の鉄道立体化を働きかけていきます。	
176	新たな取組として、「障害者、病弱者、乳幼児をもつ若い区民、そして高齢者にとって安心して利用できる区内鉄道各駅および公共施設のバリアフリー化の促進」を加えること。	区では、バリアフリー法に基づき、平成23年までに、区内21駅全てにおいてバリアフリー化された経路が1ルート確保されました。ビジョンへの記載はありませんが、今後も鉄道事業者に対して、さらなるバリアフリー化に向けた適切な対応を求めています。	
177	歩行者の危険横断対策に関する法改正を国に働きかけるべき。	関係機関と連携し交通安全ルールとマナーの普及・啓発に努めます。なお、道路交通法に関することは、交通管理者である警察署にご意見をお伝えします。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
178	自転車歩行者扱いから車両扱いとすべく、早急に自転車信号を整備すべき。混雑する場所への車両（自転車）の乗り入れ（手押しを含む。）も禁止すべき。駐車場の安全確保も必要。	道路交通法および信号機に関することを所管する、交通管理者である警察署にご意見をお伝えします。	
179	自転車のデポジット制導入により、乗り捨て自転車が歯止めを。	デポジット制度の導入は、その制度の仕組み上、広域的な対応が効果的とされており、先行して研究している東京都の対応などを注視していきます。	
180	計画からエイトライナーが抜けている。エイトライナーの実現に向けて促進してほしい。	ビジョンは、今後5年間を目標に主要な取組を示したものです。エイトライナーは、平成12年に鉄道網の整備に関する基本的計画である、運輸政策審議会の答申18号において、「今後整備について検討すべき路線」に位置づけられています。ビジョンへの記載はありませんが、今後も、関係区と連携して、調査研究に取り組んでいきます。	
181	エイトライナーは優等列車停車駅との連絡の便を考えて、経路の見直しを。	エイトライナーは、環状8号線を基本ルートとしており、経路の見直しについては、導入空間を確保するための用地買収や関係者との調整など、さらなる課題があると考えます。今後も、関係区と連携して、調査研究に取り組んでいきます。	
182	エイトライナーのルートについては、赤羽方面から環八の下を通り平和台、春日町、南田中、井荻となっているが、これを都営三田線高島平駅起点とし、成増駅前広場下から川越街道を横断し、光が丘公園の北西端をかすめ西南に進み、笹目通り下に入り、そのまま南下環八へのルートとし、二子玉川に至る路線に変更すべき。また、この路線の建設と運営は大江戸線と車両の共用を考え都交通局に行わせるのが良い。	エイトライナーは、環状8号線を基本ルートとしており、経路の見直しについては、導入空間を確保するための用地買収や関係者との調整など、さらなる課題があると考えます。事業主体についても、検討を行っており、事業手法も含め検討の深度化が必要と考えています。今後も、関係区と連携して、調査研究に取り組んでいきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
183	みどりバスは、住民の要望に応え新規路線を増やすとともに、30分ごとになるよう増便し、運賃も100円として欲しい。	みどりバスの運行は、公共交通空白地域の改善などを目的としており、新規導入等は、公共交通空白地域の状況を把握し、これを踏まえつつ適切に対応を検討していきます。 増便については、区の費用負担を踏まえつつ、利用状況や利用者ニーズ、運行事業者の体制等を勘案し、検討していきます。 運賃については、区内交通利用の公平性から、他交通機関との整合性を図った水準としています。このため、運賃を100円に引き下げる予定はありません。	
戦略計画10 災害に強い安全なまちづくり			
184	特定緊急輸送道路沿道だけではなく、建築物の耐震化や不燃化を促進するため、助成額の拡充や不燃化改修助成の新設などにより一層充実して欲しい。	耐震化促進事業の助成額の拡充は、耐震化の進捗状況や国および都の補助制度の動向を踏まえて検討していきます。 また、密集住宅市街地整備促進事業において、建替えに伴う不燃化への誘導を行うとともに、一定の条件を満たす建物には助成を行っていきます。	
185	地震対策。強度不足の建物建て替えに対する補助率に上限を設けるのは限界がある。経済的に厳しいほど、補助率を高くする方向で見直すべき。	戸建住宅の耐震改修工事助成は、工事費用の3分の2かつ100万円が限度ですが、所得合計が一定以下である世帯の場合には、費用の5分の4で120万円が限度とし、補助率・限度額ともに高く設定しています。	
186	建物が変則的な構造であっても、国の助成基準にこだわらず、区独自の補完的な基準で助成できるようにして欲しい。	一つの建物に木造と鉄骨造が混在する「混構造」や、中二階などを有する「スキップフロア」に関しては、その建物が地震にどの程度耐えられるか、技術的に数値化ができません。このため、建物のどの部分をどの程度補強するかを定めることができないため、耐震改修工事に対する助成を行っておりません。 倒壊しても一部屋だけは安全を確保する耐震シェルターなどに対しては助成制度がありませんので、活用をご検討ください。	
187	無電柱化は、大いに推進して欲しい。また、生活者は安心、安全なまちを望んでいるので、最優先に対策、予算計上して欲しい。	都市計画道路や生活幹線道路の整備にあわせて、無電柱化を進めます。また、歩道の狭い既存道路においても、国や都の動向を注視しながら、モデル事業として無電柱化に取り組みます。	
188	木造密集地域はもっと指定地域を多くしてほしい。また耐震補強については、対象を広げて、実際に件数が増えるようにしてほしい。	現在事業中地区の整備を着実に進めるとともに、新たな事業地区の調査・検討を行っていきます。防災性を高める必要のある地区から木造住宅密集地域の改善に努めます。 耐震化促進事業については、旧耐震建築物を対象に助成しており、今後も耐震化率向上のため、制度の普及啓発に努めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
189	大雨冠水対策として、一時貯水機能整備に対する補助制度を集合住宅にも拡大すべき。	雨水浸透施設整備助成制度では、個人所有の集合住宅1戸(棟)につき、雨水浸透施設や雨水タンクの設置費用を助成しています。	
190	ねりま防災カレッジ事業の充実だけでなく、地域での平時からの防災意識向上につながる取組をすること。	防災学習センターで実施しているねりま防災カレッジ事業では、地域の方々の希望を受けて、区の職員や専門の講師を派遣し、防災講話やワークショップ等を実施する「出前防災講座」を実施しています。今後もセンターでは地域における防災活動を支援していきます。	
191	区はつぎの項目について、「ハザードマップ」を作成して区民に公表すべき。 木造家屋密集地区で類焼・延焼の危険が生じやすい地区の指定 地上の球形ガスタンクの倒壊による危険区域指定 河川流域や凹地などでの洪水危険地区指定 など	地震による建物の倒壊や火災の発生・延焼に関する地域危険度については、東京都が作成し、ホームページなどにより公表しています。また、洪水による浸水ハザードマップについては、区で作成し、同様にホームページなどにより公表しています。	
192	感震ブレーカーの設置助成と消防水利の充実を促進するなど、総合治水対策を更に強化して欲しい。	感震ブレーカーは、様々なタイプの製品があり、助成についてはまだ整理すべき課題があると考えています。導入に向けては今後検討していきます。消防水利については、消防署が所管しているため、ご意見を伝えます。	
193	大雨、地震、雪害に接したとき、ライフラインの早期復旧が最も重要で、そのためには、ハザードエリアでは宅地建物やインフラ整備の開発行為を禁止するのが有効である。	土砂災害特別警戒区域に指定された区域において開発する場合には、開発者が開発区域外の斜面に対して土砂災害防止施設を整備するなど、基準に従ったものに限り許可します。 また、大規模な災害により、相当数の建築物が滅失したり、不良な街区が形成される恐れがある場合等には、区域を定め、建築や開発行為の制限を行います。	
194	幹線道路に建物を近づけない施策を国に働きかけるべき。また、区として、この旨を白書に載せるべき。	道路境界から後退して建築するよう規制をするためには、関係権利者等の合意によりルールを定めることが必要です。当該幹線道路の形態や沿道の状況等により定める内容が異なりますので、地区特性に応じたまちづくりを進めていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
戦略計画 1 1 地域生活を支える駅周辺のまちづくり			
195	石神井公園駅南地区の地区計画の対象である南部地域の住宅街についての協議は、審議未了のままのほす。	地域の皆様のご意見を聞きながら策定した「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」において、鉄道の立体化と駅にアクセスする南北道路の整備促進を位置づけており、現在も本構想の実現に向けたまちづくり活動を行っています。	
196	上石神井駅周辺のまちづくりは、地域住民の合意形成が取れていない「外環の2」ありきで進めるべきではない。	地域の皆様のご意見を聞きながら策定した「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」において、鉄道の立体化と駅にアクセスする南北道路の整備促進を位置づけており、現在も本構想の実現に向けたまちづくり活動を行っています。	
197	保谷駅周辺地区のまちづくり検討組織による協議会については、地権者や商業施設の代表のように利害関係のある人ばかりでなく、その地域を生活の場としている様々な人の意見も取り入れ、多角的に街づくりが検討できる組織となることを望む。	保谷駅周辺地区のまちづくり協議会は、町会・商店会の代表や地権者の他に、一般公募などを検討しています。広く様々な視点からまちの将来像についての意見交換を行い、まちづくりを検討する組織にしていきます。	
198	生活利便性、賑わいのある商業環境、地域の顔にふさわしい美しさとシンボル性など、抽象的な言葉をどのように共有し、人口減少社会においてどのように形成していくのか。	地域住民の皆さまのご意見をお聞きしながら、地域の特性にあったまちづくりを進めることで方向性を共有し、交通拠点機能の向上を図ります。	
199	武蔵関、上井草、保谷駅周辺地区まちづくりは、地域住民に十分周知し、協働で取り組むこと。	まちづくりは、これまでも地域の皆様のご意見をお聞きしながら行っています。今後も丁寧な合意形成を図りながら進めていきます。	
200	練馬駅南側の通称「飲み屋街」の再開発のイメージの公募を求める。練馬区の一等地に当たる地域地区がこのままで良いとは思えない。	練馬駅の南地区については、商店会、町会および自治会が、めざすまちの姿について検討を重ね、地域住民の意見を踏まえて、平成25年3月に「練馬駅南地区まちづくり憲章」を策定しています。 現在、憲章をもとに具体的な取組が進められており、区では、こうした地域での自主的なまちづくり活動への支援を通じて、練馬の中心にふさわしいまちづくりに取り組んでいきます。	
201	「駅周辺は日常生活を支える拠点になっています」とあるが、大泉学園では、改修に伴う駐輪場は見当たらない。買い物や施設利用などのための駐輪スペースを駅周辺に確保することが必要。	大泉学園駅周辺の自転車駐輪場については、これまでの通勤や通学で利用する長時間利用者に加え、午後を中心とした駅周辺での買い物などで利用する短時間利用者のバランスを考慮しながら改修を進めています。 今後とも、まちづくり事業を行うにあたっては、自転車駐輪スペースの確保を含めて検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
202	駅前を整備するにあたり、そのまちのシンボリックなほっとするスポットが欲しい。	駅周辺のまちづくりにおいては、地域の資源を生かし、シンボリックにも配慮した駅周辺整備を行っています。 練馬駅周辺の千川通りでは、千川上水をイメージした舗装デザインや、かつて千川上水にかかっていた筋違橋の親橋を復元しています。また、大泉学園駅北口でも再開発事業の中で、アニメのまちの玄関口としてアニメモニュメント等を設置します。 今後も、地域の皆様と共にまちの顔にふさわしい魅力ある駅周辺のまちづくりに取り組んでいきます。	
戦略計画 1 2 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ			
203	住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取り組みに賛同する。	自立分散型エネルギー社会の実現に向け、（仮称）練馬区エネルギービジョンを検討する中で、取組の方向性や具体的内容について、区民の意見を聞きながら明らかにしていきます。	
204	ビジョンに「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ」という項目がとりいれられたことを歓迎する。	自立分散型エネルギー社会の実現に向け、（仮称）練馬区エネルギービジョンを検討する中で、取組の方向性や具体的内容について、区民の意見を聞きながら明らかにしていきます。	
205	災害時のエネルギー・セキュリティ確保のためにも、自立分散型エネルギー社会の実現のためにも、更には地球温暖化防止のためにも、再生可能エネルギーの普及を進める区の方針に、全面的に賛成する。	再生可能エネルギーを普及させる方策を、（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で検討していきます。	
206	住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取り組みをスピーディーに進めるためには、区と区民がうまく協働を進めていくことが効果的。	自立分散型エネルギー社会の実現に向け、区民、事業者、区がそれぞれの立場で協力することが必要です。今後、（仮称）練馬区エネルギービジョンを検討する中で、取組の方向性や具体的内容について、区民の意見を聞きながら明らかにしていきます。	
207	（仮称）練馬区エネルギービジョンの区意見募集は、素案を作って意見募集するのではなく、ワークショップや区民討議など策定段階から区民が参加できるようにして欲しい。	（仮称）練馬区エネルギービジョンの策定にあたっては、区民意見反映制度を始めとして環境審議会や練馬区地球温暖化対策地域協議会などでさまざまな意見をお聞きします。	
208	（仮称）練馬区エネルギービジョン作成のための「練馬区エネルギービジョン検討会議」には、区民及び区内の市民団体等をメンバーに加えて。	（仮称）練馬区エネルギービジョンの策定にあたっては、区民意見反映制度を始めとして環境審議会、練馬区地球温暖化対策地域協議会などでさまざまな意見をお聞きします。	
209	福島第一原発事故の現状をみれば、これまでの原発を中心としてきたエネルギー政策を変え、基本的な考え方に「原発に依存しないエネルギー」を入れるべき。	区は、エネルギーの安定的確保、地球温暖化対策や区民生活への影響を考慮しつつ、安全性の確保を前提に、原発依存度を可能な限り低減していくべきであると考えています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
210	災害時にエネルギー確保するための施策を希望する（高層マンションのエレベーターが稼働可能な蓄電装置など）。	（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、災害時のエネルギーセキュリティの確保策として、拠点となる施設で自立電源の充実などを検討します。	
211	避難所（福祉避難所を含む）の自家発電機能の一部または全てを再生可能エネルギーでまかなうように変えること。	（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、災害時のエネルギーセキュリティの確保策として拠点となる施設で自立電源の充実などを検討します。	
212	災害時の避難拠点である小中学校、医療機関、福祉施設に、安全な自然エネルギーによる発電設備の設置を、工程を設定した上で、順次早急に進めて欲しい。加えて、保育園、児童館、敬老館、区民住宅、その他の区の施設においても、安全な自然エネルギーによる発電設備の設置を進めて欲しい。	太陽光パネルは建物に大きな荷重がかかるため、これまで施設の改築時に設置してきました。（仮称）練馬区エネルギービジョンの策定の中で、区立施設への太陽光発電の設置について検討していきます。	
213	エネルギーセキュリティに関しては、新しい視点として水素社会を見据えたエネルギー備蓄を考えてみてはどうか。	水素ステーションを運営するエネルギー事業者等と連携し、水素エネルギーの持つ特徴や安全管理などを様々な角度で検討します。	
214	戦略計画12「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ」の取組に賛成する。 2(1)「災害時のエネルギーセキュリティの確保」を出来るだけ早く進めて欲しい。	災害時のエネルギーセキュリティを確保するために、（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、取組の方向性や具体的内容について、区民の意見を聞きながら明らかにしていきます。	
215	災害時の避難拠点となる小中学校、病院、福祉施設などでの自家発電機能の充実、蓄電設備の導入にあたっては太陽光発電設備を各施設にもれなく設置していくことが必要。	太陽光パネルは建物に大きな荷重がかかるため、これまで施設の改築時に設置してきました。（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、区立施設への太陽光発電設備の設置について検討していきます。	
216	信号機や街灯に太陽光パネル、蓄電池を設置し、停電時に電源が確保できるようにすること。	信号機については、警視庁が「警視庁大震災対策推進プラン2014」に基づき、滅灯対策を推進しています。 街路灯については、（仮称）練馬区エネルギービジョンの策定の中で、検討していきます。	
217	エネルギーの地産地消を目指して、学校や保育園、図書館、体育館などに太陽光パネルを設置して欲しい。	太陽光パネルは建物に大きな荷重がかかるため、これまで施設の改築時に設置してきました。（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、区立施設への太陽光発電設備の設置について検討していきます。	
218	太陽光発電設備の補助金が抽選方式となっているが、もっと重点的に取り組めるように公社を作ってNPOと連携して再エネ発電事業を推進してほしい。	再生可能エネルギー設備の設置が進むよう（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で検討します。 公社を新たに作ることは考えていません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
219	計画12に学校の屋上への太陽光パネルの設置を盛り込んで欲しい。	太陽光パネルは建物に大きな荷重がかかるため、これまで施設の改築時に設置してきました。（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、小中学校への太陽光発電の設置を検討します。	
220	私立幼稚園や私立学校、福祉施設に対して、太陽光発電設備、太陽熱温水器ほか省エネ設備を設置する際の補助金を出すことも検討して欲しい。	太陽光発電などの設備がより効果的に設置できるよう、（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で検討します。	
221	練馬区が補助して設置した太陽光パネルの現状把握や今後活用できる施設、パネル以外の再生可能エネルギーに活用できる区内の資源について調査すること。	再生可能エネルギーの設置状況や練馬区で活用できる再生可能エネルギーについて（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、調査していきます。	
222	再生可能エネルギーを生み出す場として、公共施設の屋根の利用や貸出しを積極的に推し進めること。	公共施設の屋根の利用や貸し出しについては、再生可能エネルギー設備設置後の建物工事への影響、故障、破損した場合や日常管理の責任の所在、建物との管理区分や維持管理の負担など課題も非常に多いため、直ちに導入することは考えていません。今後研究していきます。	
223	更なる太陽光発電の推進と支援を望む。	（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で検討します。	
224	市民発電事業に対し、公共施設の屋根貸しなどの支援をすること。	公共施設の屋根の利用や貸し出しについては、再生可能エネルギー設備設置後の建物工事への影響、故障、破損した場合や日常管理の責任の所在、建物との管理区分や維持管理の負担など課題も非常に多いため、直ちに導入することは考えていません。今後研究していきます。	
225	市民や市民団体に公共施設の「屋根貸し」をすすめ、太陽光パネルの設置を市民との協働で行うこと。また、公共施設以外でも屋根の貸し切りのマッチングを区が役割として担うこと。	公共施設の屋根の利用や貸し出しについては、再生可能エネルギー設備設置後の建物工事への影響、故障、破損した場合や日常管理の責任の所在、建物との管理区分や維持管理の負担など課題も非常に多いため、直ちに導入することは考えていません。今後研究していきます。	
226	原発ゼロの実現を基本に据え、原発が無くても電力が供給できる体制構築を思考し、再生可能のエネルギーの導入に取り組んで欲しい。	区は、エネルギーの安定的確保、地球温暖化対策や区民生活への影響を考慮しつつ、安全性の確保を前提に、原発依存度を可能な限り低減していくべきであると考えています。	
227	省エネや再生可能エネルギーを推進し、原発に頼らないエネルギーを地域で確保していく視点で取り組むこと。	区は、エネルギーの安定的確保、地球温暖化対策や区民生活への影響を考慮しつつ、安全性の確保を前提に、原発依存度を可能な限り低減していくべきであると考えています。	
228	再生可能エネルギー導入、省エネに関する数値目標の設定を。	（仮称）練馬区エネルギービジョンを策定する中で、検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
229	区内の再生可能エネルギー普及啓発活動団体とも連携の上、区民向けの再生可能エネルギー普及拡大の啓発活動を更に強化して。	再生可能エネルギーの普及が進むよう効果的な啓発活動を区民とともに進めていきます。	
230	再生可能エネルギー普及拡大に向けて、練馬区の地域特性を踏まえた市民協働モデルを区内の市民団体等とも協議の上、検討して欲しい。	(仮称)練馬区エネルギービジョンの策定にあたっては、区民意見反映制度を始めとして環境審議会や練馬区地球温暖化対策地域協議会などでさまざまな意見をお聞きします。	
231	農地でのソーラーシェアリングを他区に先駆けて進めて欲しい。	練馬区の農地は生産緑地が多くを占めます。生産緑地は営農を前提としており、太陽光発電で得た電気を売電することは、営農とはみなされません。このため、練馬区でソーラーシェアリングを推進することは困難です。	
232	ソーラーシェアリングなど部門横断的な取り組みの実施を望む。	練馬区の農地は生産緑地が多くを占めます。生産緑地は営農を前提としており、太陽光発電で得た電気を売電することは、営農とはみなされません。このため、練馬区でソーラーシェアリングを推進することは困難です。	
233	農地でのソーラーシェアリングの実施を望む。	練馬区の農地は生産緑地が多くを占めます。生産緑地は営農を前提としており、太陽光発電で得た電気を売電することは、営農とはみなされません。このため、練馬区でソーラーシェアリングを推進することは困難です。	
234	練馬清掃工場か光が丘清掃工場の周辺で一部のマンションと協力し、スマートマンション(MEMS)によるゼロエネルギーコミュニティを実施してはどうか。	清掃工場の余剰電力は、特定規模電気事業者を通じて公共施設などに供給されており、特定の需要家が直接電力を調達することは困難です。	
235	保育園、幼稚園、小中学校などにエネルギー消費の見える化をはかり、毎日使うエネルギーへの関心を高め、省エネの効果を学べるようにすること。	小中学校と保育園の一部に電気の見える化モニターを設置し、環境教育への活用が始まっています。	
236	住宅展示場をモデル地区として住宅メーカーと協力してゼロエネルギーハウス(ZEH)を中心としたゼロエネルギーコミュニティを実施してはどうか。	(仮称)練馬区エネルギービジョンを策定する中で、検討していきます。	
237	協力してくれる個人宅にエネルギー消費の「見える化モニター」を設置し、関連レポートを出してもらおう。その費用の一部を補助してはどうか。	練馬区地球温暖化対策地域協議会は、希望した家庭に電気の見える化が可能な機器を設置し、電気の使用状況のデータを分析し、その家庭の省エネにつながる提案を行っています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
238	住宅地での自販機の乱立は目に余るものがある。省エネルギーの観点から自販機の規制条例を制定してほしい。	日本自動販売機工業会では、ヒートポンプなどの技術導入による省エネ型自販機や、災害時には災害情報の提供や、飲み物を無料提供する災害対応型自販機の導入を進めています。 こうしたことから、自販機を規制する条例等の制定は考えていません。	
239	区立小中学校に環境学習教材として「ソーラークッカー」を置き、震災時にも活用できるようにすること。	避難拠点である小中学校には炊飯用バーナーと燃料を既に配置しています。 環境学習については、(仮称)練馬区エネルギービジョンを策定する中で検討します。	
240	ペットボトルの回収を区で行っているが、どのくらいの区費を支出しているのか。マイボトルの普及を呼びかけてほしい。	回収・運搬・中間処理に要した経費から売り上げなどを差し引いて年間約1.8億円を支出しています。今後も環境学習や地区祭などのイベントを通じて、ごみの発生抑制など3Rの啓発を行っていきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
柱 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり			
戦略計画 1 3 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり			
241	「女性向け創業セミナー」による女性が働くことへの支援は必要だが、創業のノウハウだけでは起業できない。家事、育児、介護などを社会の「しごと」にし、女性の働きやすい環境を整えること。	「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「安心して生活できる福祉・医療の充実」などの施策を進め、仕事と生活のバランスがとれる環境を整えます。	
242	創業支援の一環として、ビジネスプランコンテストを開催し、たとえば開業資金を一部助成するなどの特典を検討して欲しい。	練馬ビジネスサポートセンターでは、創業支援講座の実施や創業支援貸付への利子補給など、創業者への支援を行っています。今後は、創業支援特別貸付を創設し、開業資金の一助に供していく予定です。	
243	ココネリにインキュベーション施設()の検討を。 インキュベーション施設 創業間もない企業や起業家に対し、低賃料スペースやマーケティング支援などの経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした施設	区では、ココネリにインキュベーション施設を整備する考えはありませんが、練馬ビジネスサポートセンターがインキュベーションマネージャーの機能を代替し、セミナーの開催や創業支援貸付、空き店舗とのマッチングなど、総合的に創業への支援を充実していきます。	
244	練馬区にアニメ観光のミュージアムを開設して海外からの観光客の誘致を図り、経済の発展を目指すべき。	区内外の方がアニメの魅力を体験できるよう、アニメ制作会社と研究を進めます。また、アニメ・マンガを活用した取組を推進している他自治体とも連携し、広域的な展開についても検討します。	
245	区内の産業構成で11.9%を建設業が占めていることから、区内事業者を活用した住宅リフォーム助成制度を創設して欲しい。また、地域経済活性化のため、プレミアム付区内共通商品券の復活、いきいき健康券の増額、スーパーサポート融資の復活などを行って欲しい。	住宅リフォームについては、区民を対象とした住宅修築資金の融資あっせん事業を行っています。 地域経済活性化のための支援は、経済・社会状況を注視し、適時・適切に施策を実施していきます。	
246	小規模企業への振興策を検討するための全事業所の悉皆調査を行い、実情を統計的にも、具体的な企業内容も把握することが必要である。	区内事業者の企業内容や統計的データについては、区が実施した企業調査や、総務省の経済センサス、東京都の統計調査等から把握しています。 今後も、各種調査結果を参考に区内産業の振興に努めます。	
247	高齢者の大半は、日々、買い物に出かけるのに、苦労している。高齢化する個人商店の活性化を図り、需要の掘り起こしをするには、無料または低額な配達料で商品を買主に届けるといったサービスが効果的。業種に関わらず商店同士が連携するのがよい。	いわゆる買い物弱者は、福祉的（生活支援）視点、交通的（交通弱者）視点等様々な社会的要因から発生しており、多角的な視点で検討する必要があります。コンビニ・スーパー等民間企業が様々なサービスを展開しています。区も地域のニーズや実状を踏まえ、買い物弱者対策を取り組む商店街を支援できるよう検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
戦略計画 1 4 農の生きるまち練馬			
248	後継者のいない農地を区が借り上げ、農業をやってみたい区民に委託して生産を継続するのはどうか。	生産緑地地区については農地の貸借が制度上困難なことから、区が農地を賃借して就農希望者に農作業を委託する農園の運営については、現在のところ検討していません。制度上の課題を解決するため、特区の提案を行っています。 「練馬区農の学校」では、農家を支えるために必要な技術・知識を学ぶための研修を行い、その修了生を「練馬農サポーター」として登録し、支え手を必要とする農家とのマッチングなどを行います。	
249	個別農家で大根などの生産を続けていくのは限界がある。順次企業法人に切り替えていく必要がある。	市街化区域内においては、企業法人が農地を借りて耕作していた場合、将来、相続が発生する際に農地を売却できなくなることから農家の理解と協力を得られない状況にあります。このような課題を解決し、営農手法の多様化を推進するため、特区の提案を行っています。	
250	東京23区内での農業という立地を活かし、さまざまな形で練馬の農業の魅力を発信することは賛成である。その際、一般区民から意見を募集して、多様な企画を実行してみようか。	練馬の農業の魅力を発信に当たっては、様々な方からの意見をいただきながら、効果的な発信方法等について検討していきます。	
251	区外からの観光的な宿泊型市民農園の設置で、住民間の交流の活性化と観光事業の拡充につなげる。	都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進を図るため、特区の提案を行っています。	
252	市民、特に子どもが農業に触れることができる取組を進めて欲しい。	「練馬果樹あるファーム」等の戦略計画に記載の取組のほか、引き続き、野菜ウォークラリー等の体験型イベントを実施することで、農とふれあう機会を提供します。	
253	練馬の農業と農地を将来にわたって存続させるために、相続による農地の分割化に対し、継続的な知恵と資源の投入を希望する。	都市農地の保全に向けた規制緩和が可能となるよう、特区制度の提案を行っています。また、都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、引き続き都市農地の保全に向けた制度改正を国に働きかけます。 区では、多面的機能を有する都市農地は重要な社会資本であると捉えています。 都市農地を保全するためには、制度面の課題があることから、区では、特区の提案を行っています。	
254	体験農園を練馬の特色とし、また貸農園も維持しやすい制度を作ってほしい。面積規制の緩和の取組を強化してほしい。	市街化区域内において農地を貸した場合、将来、相続が発生する際に農地を売却できなくなるなどの課題があります。このような課題の解決や、生産緑地地区の指定に係る面積要件の緩和のため、特区の提案を行っています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
255	農の風景育成地区制度を利用し、農地や屋敷林のある風景を保全することに大賛成。	農の風景育成地区制度の活用や特区の提案により、農地・屋敷林のある風景を保全します。	
256	農地、緑地の買い上げ予算の確保を望む。相続対策で手放す人が増えている。緑が宅地化していくのを止めるには、区が買い上げるのが良い。	都市農地の保全には、制度面の課題があることから、特区の提案を行っています。また、まとまりのある農地や樹林地は、練馬の魅力の一つであることから、財源を確保しながら保全に努めていきます。	
257	食の大切さやそれを支える農業・農地への関心を高めるためにも、食教育や地産地消の給食を重視し、教育現場・栄養士を巻き込んでいくことが大切だと思われる。	小学校の授業で活用できる「練馬大根」に関する補助教材を作成するなど、練馬の特色である農を活用した食育を推進します。	
258	小中学校と連携し、校庭に菜園のない学校の児童・生徒に農業体験をしてもらうのはどうか。	区内小中学校では、学校農園等のほか、近隣の農家と連携し、農業体験を行っている事例があります。必要な情報収集を行うなど、取組が推進されるよう努めます。区が作成する「練馬大根」の小学生向け資料は、農家見学などの授業で活用できる内容とする予定です。	
259	区内農産物を活用した学校給食の仕組みを作ってほしい。	各校での取組のほか、区立小中学校では、毎年キャベツ・練馬大根の一斉提供がすでに行われています。今後も、学校給食で区内産農産物がさらに活用されるよう努めていきます。	
260	小学校の給食に地場野菜の活用を進めてきているが、農家との交流も含め、地場野菜の活用をさらに支援していくこと。	広く区民に身近な所で生産される安全で新鮮な地場野菜に親しんでいただくことで、都市農業や農地に対する理解が深まると考えます。今後、戦略計画による取組を具体化する中で、より効果的な活用策についても検討していきます。	
261	単なる食育ではなく、生産・流通・消費・廃棄と食の循環を考える食農教育として取り組むこと。大人向けの食農教育にも取り組むこと。	都市農業や農地に対する理解を広げ、練馬の豊かな農地を保全していくためには、食育だけでなく、様々な要素を盛り込んだ食農教育は重要であると認識しています。戦略計画の取組を契機に、食農教育についても検討していきます。	
262	国が進めるTPPの推進、農協や農業委員会の権限の縮小や規制緩和などに反対すること。	TPP（環太平洋経済連携協定）、農協、農業委員会に関する事項等については、国の動向を注視していきます。	
263	計画14に無農薬、有機栽培野菜の生産を盛り込んで欲しい。	現在、区内の多くの農家が減農薬等に向けて取り組んでいます。区では、今後も有機質たい肥や減農薬資材の購入支援を行うことで、減農薬等の取組を推進していきます。	
264	生活の基本は、健康で潤いのある生活を過ごすこと。そのためには、「医・食・農同源」が根本。緑にも農地にも恵まれている練馬ならではの「土に親しみ、農に親しめる区政運営」を切望する。	戦略計画に記載の取組を進めることで、「農の活きるまち練馬」の実現を目指します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
265	農家の敷地、家屋、屋敷森、畑を地域の拠点にしたらどうか。中の機能は現代の課題を解決する施設であり、器は練馬の情景を再現するものとして昔の農家と屋敷森を復元すれば練馬の資産となっていく。そこに参加するまちの人々が共同で運営していくものが望ましい。	農の風景育成地区制度の活用や特区の提案により、農地・屋敷林のある風景を保全します。	
266	「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」に市民農園、区民農園のことが全く取り上げられていない。市民農園制度ができて20年近く経ち、不正使用が横行するなど、制度が疲労しているようだ。今一度、多くの人々が平等に農に参加できるよう、制度を再検討して欲しい。	市民農園や区民農園は、区民が農業に親しみ、触れ合う機会を提供する役割があります。このため、農園の不正使用があったとしても、制度的に規制対象とするということではなく、適正に使用するように注意や勧告をしています。今後もこうした市民農園・区民農園の趣旨を申し込み時や更新時に丁寧に説明し、皆様のご理解をいただけるよう、取り組んでいきます。	
戦略計画 15 みどりあふれるまちづくり			
267	面としてのみどり確保が必要である。	まとまりのある農地や樹林地は、練馬の魅力の一つであることから、今後も確保に努めていきます。	
268	人の視野や心理的なみどりの量を確保してほしい。	みどりの総量だけでなく、質にも着目したみどり施策の新しい考え方をまとめ、みどりあふれるまちづくりに取り組みます。	
269	緑被率の確保が見当たらないが、施策には入るのか。	みどりの総量だけでなく、質にも着目したみどり施策の新しい考え方をまとめ、みどりあふれるまちづくりに取り組みます。	
270	1 みどりのネットワーク形成の推進(1)のところで、「15か所を整備」とあるが、具体的に候補が決まっているならば公表して欲しい。	ビジョンに基づくアクションプラン(素案)(平成27年度～平成29年度)を2月に公表しました。その中で平成29年度までに事業着手する公園等13か所を示しています。	
271	公園整備を道路沿いに進めてほしい。	国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備にあわせ、また、沿道まちづくりの中で公園・緑地を整備するなど、みどりの創出を図っていきます。	
272	豊かな水流があった千川上水の復活と周辺の農地や緑地を守る取組を進めて欲しい。	千川上水の一部区間は復活しています。千川上水の暗渠部については、東京都が千川通り(道路)として管理しています。現在歩道や緑地帯として利用されていることから、開渠にすることは困難です。調査を行い、重要な樹林地は、都市計画制度の適用を進め保全を図ります。	
273	1 みどりのネットワーク形成の推進の中で、神社や寺院の森(鎮守の森)についても実態を調査し屋敷林と同様に自然環境の保全を図って欲しい。	寺社林も含め調査を行い保全を図ります。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
274	農地や樹林などのみどりは一度壊してしまつたらなかなか戻らない。街路樹という道路優先の考え方ではなく、農地や樹林など、質も考慮したみどりの創出を図ってほしい。農地買取りを推進し、公園などによってみどりを維持するよう努めて欲しい。	道路をはじめとした都市基盤（社会インフラ）は、環境・防災・景観など都市生活に不可欠な機能を担っています。快適な都市環境創出に向けて、道路や公園など都市基盤の整備を進めます。 まとまりのある農地や樹林地は、練馬の魅力の一つであることから、今後も確保に努めていきます。	
275	民有地のみどりを保全するために、売買に対する区独自の規制はないのか。相続税対策を兼ねた緑地の確保をして欲しい。	売買行為を規制することはできませんが、樹林地の調査を行い、重要な樹林地については、都市計画制度の適用を進め保全を図ります。農地と屋敷林の保全は、特区の提案を行っています。	
276	みどり回復の観点から、戦略計画15 みどりあふれるまちづくりについて、「西本村憩いの森」を対象公園として推薦する。	西本村憩いの森については、貴重なみどりの空間であることから、今後も保全を図っていきたくと考えています。公有地化については、地権者の意向も踏まえながら検討します。	
277	富士街道沿いの田柄用水跡の大きなケヤキは貴重である。多面的な価値を活かしてほしい。	樹林の一部については、保全するために公有地化しました。区立緑地として整備する際には、樹林の特徴を活かしていきます。	
278	「都市インフラ整備におけるみどりの創出」は練馬区にとって、とても大切な視点。こういう形で明示したことを評価する。	国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備にあわせ緑化を進め、また、沿道まちづくりの中で公園・緑地を整備するなど、みどりの創出を図っていきます。	
279	都市計画道路の街路樹は練馬らしい武蔵野の木を植えてほしい。	国や都などの事業主体とも連携し、地域の方のご意見を伺いながら、その場所に適した樹木を検討していきます。	
280	都市計画道路の整備にあわせ、みどりを創出すると言っているが、道路整備によって破壊された自然は取り戻すことができない。今ある自然を維持し、開発ばかり追う姿勢を改めること。	都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活の面からも、重要な役割を担っており、着実に整備を進める必要があります。 既存のみどりについては適切な保全を図るとともに、国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備にあわせ、街路樹など将来にわたる安定したみどりを確保して緑化に努め、みどりの創出に取り組みます。	
281	街路樹が将来も健全に育成するよう、環境確保や植樹方法を研究機関と十分協議して道路整備を進めること。	国や都などの事業主体とも連携し、地域の方のご意見を伺いながら、その場所に適した樹木を検討していくとともに、健全に育成するように配慮していきます。	
282	河川改修にあわせて、桜並木の整備だけではなく、子どもたちが水辺へ入れる公園や自然豊かな川づくりにも目を向けてほしい。	河川整備は、現在東京都が進めています。その河川整備計画のなかで親水性および自然環境を確保するための拠点整備が定められています。区としても区の公園等の計画と連携した拠点整備などを検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
283	枯れ木が目立つ。区の保守管理体制はどうなっているのか。区が苗木を提供してくれれば、我々の団体に植え替える手伝いをしたい。区は、我々のようなボランティア団体を積極的に活用されたい。	枯れ木の植え替えは、主に樹木の休眠期に行うことが望ましいことから年度末に一括して専門業者に委託しています。ボランティア団体による植え替えなど植栽の管理については、仕組みを工夫する必要があり、さらに検討していきます。	
284	美しい街路樹・美しい公園樹で、目標樹林形、目標樹姿形を計画するのであるならば、樹木維持管理作業を3～5年の多年度契約で行うと成長と時間軸を考慮した管理が可能となり、美しい樹林、樹形に育成していく。	年度ごとに対象となる場所・委託内容・数量等が変更する性質の契約であることから、多年度契約にはなじまないものと考えます。また設定する樹林形や樹姿形に基づき、区の担当部署が指示・監督のうえ維持管理作業を行うことから、これまでどおり一定の技術力がある事業者による単年度契約でも対応可能と考えます。なお、契約方法については、今後も競争性、公平性および経済性も考慮しながら検討していきます。	
285	計画15に校庭の芝生化を盛り込んで欲しい。	今後、みどり施策の新たな考え方をまとめる中で、校庭の芝生化についても検討します。	
286	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、採択された「愛知ターゲット」の目標2（国や地方は生物多様性地域戦略計画を策定すべき）を受けて、戦略計画15に「練馬区における生物多様性保全地域戦略」といったものを策定し、計画的、戦略的に「みどりあふれるまちづくり」を進めてはどうか。	今後、改定を予定している環境基本計画の中で、生物多様性に対する考え方をまとめます。	
287	マンション暮らしなど、庭を持たない人のために、廃校の校庭や空き家の庭などを活用して「マイガーデン」として貸し出すことを提案する。	平成22年4月の統廃合により生じた小学校の跡施設については、施設ごとに計画を定めて活用に取り組んでおり貸し出しは困難です。 空き家の利活用を促進するため、平成27年度から、活用可能な空き家と利用希望者とを結び付ける仕組みづくりの検討を行います。ご提案の空き家の庭の活用も、この中で検討します。	
288	みどり環境行政は、ソフト面とハード面での領域も広く多様化している。両方の連携が重要。	これからも事業実施にあたっては、関係する部署で十分な連携を図り、豊かなみどりの実現を目指します。	
289	高齢になり保護樹木の維持管理ができないことによる解除が増えている。維持管理を支援する仕組みを区民との協働で作ること。	保護樹木助成制度を見直し、平成26年4月から所有者のニーズにより応えられる制度としました。区民によるさらなるご協力の方策については、今後検討します。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
290	みどり環境空間の公園緑地等は設計の上流過程から、設計・施工を施工業界と設計業のJVプロポーザル方式で発注すること。	平成26年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」が示され、発注者は多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択・適用するよう努めるとされています。 設計・施工のJVプロポーザル方式の発注については、今後導入すべき契約案件の規模・内容、経済性等を勘案しながら検討していきます。	
291	指定の森の他、公園・緑地・校庭など不特定多数に開放された場所をもっと活かすため、その地域の歴史をよく知る高齢者に「森守り」「公園守り」「緑地守り」「校庭守り」になってもらうのはどうか（練馬・守り制度の提案）。	みどりあふれるまちづくりを進めるには、地域の方々やボランティア団体のご協力が不可欠です。これまでも緑化協力員制度や自主管理公園・花壇制度等により区民の方の協力を頂いています。今後は、憩いの森等民有のみどりの管理にも参加いただける仕組みを検討していきます。	
292	病院の屋上緑化を積極的に進めて欲しい。	民間施設の屋上緑化を推進するために、屋上緑化助成制度を設けています。	
293	石神井川の流域の河川敷のところを30年後に向け、みどり豊かな空間として川とともに再生し、区民の憩える場、共有の場にしてほしい。超長期的視点に立って持続可能な環境をつくる一歩を踏み出して。	河川整備は、現在東京都が進めています。その河川整備計画のなかで親水性および自然環境を確保するための拠点整備が定められています。区としても区の公園等の計画と連携した拠点整備などを検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
戦略計画 1 6 風を感じながら巡るみどりのまち			
294	当区の土地柄・地勢と歴史・文化を整理し、発信と遺産化を目指すべき。(例1)練馬漬物文化歴史の発掘と発信、(例2)練馬漬物ミュージアム(世界の漬物)。広場を建設し、観光誘致をしよう。	練馬区には歴史、文化をはじめ多彩な資源があります。まずは今ある地域資源をさらに磨き上げ、区民や区外の人々が「まち歩き」「ポタリング」を通して練馬区の魅力を体験できる仕組みづくりを行います。 なお、漬物の歴史・文化を学べる施設としては、既に石神井公園ふるさと文化館があります。今後も漬物物産展等を通じ、漬物産業の進行に努めます。	
295	年配者を含むサイクリストは増えているので、良い構想だと思う。ただし、栄養補給場所とトイレは必要。飲食業も巻き込んで、地域活性化を踏まえた取組にして欲しい。マップの作成では、コンビニや地域のカフェなどの情報も盛り込んで欲しい。多摩湖自転車道など多摩との連携も考えて。	商店街、飲食店とも連携し、「まち歩き」「ポタリング」を通じて、練馬区の多彩な魅力を楽しんでもらえるよう、今後、様々な環境整備を検討していきます。	
296	散策コースの設定の際には自転車レーンの整備や、駐輪場の整備も、可能な限り考慮して欲しい。	ポタリングコースを含めた散策コースでは、利用者の利便性を高める工夫が必要と考えています。散策を快適に楽しめるよう、施設への駐輪施設や可能な路線への自転車レーンの設置など、環境整備を進めていきます。	
297	ポタリングの人と、少しスピードが高い、サイクリングの人との住み分けを考慮して。	自転車のスピードに応じてレーンを分けるといった住み分けはできません。一定のエリアを自転車でそれぞれのペースで散策していただくことを想定しており、利用者にはお互いルールやマナーを守って、散策していただきたいと考えます。	
298	散策コースは、障害を持っていても利用できるようバリアフリーを考慮したコースとしてほしい。	まち歩きコースの選定にあたっては、障害のある方にも楽しんでいただけるようなコースとなるよう留意します。	
299	従来の歩く観光コースとは別の視点で、電車・バスへの自転車持ち込み、観光とスポーツの両方に通じるガイドの育成、オリンピックとの連動企画などの検討を。	「まち歩き」「ポタリング」を通じて練馬区の魅力を楽しんでもらえるよう、今後、様々な環境整備を検討していきます。オリンピックと連動した観光企画については、東京都全体の施策を踏まえ、区の取り組みを検討していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
300	<p>観光産業は最も重要視されるべきだが、区内には旧来の発想による観光資源は皆無に等しいため、我が国固有の文化という視点に着目し、俳句・短歌といった文化を将来は標榜したい。</p> <p>「枝垂桜と緑風の回廊」として、区内の旧古道、街道筋、ウォーターフロントを利用して枝垂桜を植え、全国及び世界の枝垂桜の名所とする。また、「町歩きと観光と記念植樹」として、文化センターをスタート地点に練馬総合グランド地区から区内各地に「観光記念植樹コース」を設定し、結婚式などの記念植樹の無償提供を受けたり、祭りを開催したりすることを提案する。</p>	<p>公園等の植栽については、地域の方のご意見を伺いながら、その場所に適した樹木を検討していきます。また、国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進めみどりの創出に取り組みます。</p>	
301	<p>練馬区外からの外国人等に関すること、観光にすることがほとんどない。いずれの項も区内の生活をいかによくするか、という内向きだけの感がするが、練馬大根しか知られていない現状でよいのか。練馬の観光という切り口の項目を立てて整理し、外に向けて発信することを考えるべき。</p>	<p>練馬区には農、アニメ、文化、食など多彩な資源があります。まずは今ある地域資源をさらに磨き上げ、区民や区外の人々が「まち歩き」「ポタリング」を通して練馬区の魅力を体験できる仕組みづくりを行います。練馬ならではの観光情報として国内外に広く発信することを追記します。</p>	
302	<p>観光の強化、外国人観光客の拡大 オリンピック・パラリンピックへの 対応 という視点がビジョンから抜け落ちている。</p>	<p>練馬区には農、アニメ、文化、食など多彩な資源があります。まずは今ある地域資源をさらに磨き上げ、区民や区外の人々が「まち歩き」「ポタリング」を通して練馬区の魅力を体験できる仕組みづくりを行います。練馬ならではの観光情報として国内外に広く発信することを追記します。オリンピック・パラリンピックと連動した観光企画についても、東京都全体の施策を踏まえ、区の取り組みを検討していきます。</p>	
303	<p>レンタサイクルや自転車専用レーンの取組に際し、民間の意見交換やプレゼンの機会を。</p>	<p>シェアサイクルの計画立案は、民間コンサルティング事業者の活用を考えています。また、自転車レーンの整備については、国の指針に基づき、関係機関と協議しながら進めていきます。</p>	
304	<p>自転車が増えること（自転車レーンが整備されること）で、不要な車が減ると言われている。自転車のための道や歩きが楽しい道を整備することに少しシフトしてもいいのでは。練馬をエコのまちとしても大きく舵を切れたらいい。</p>	<p>国や都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備にあわせて、自転車レーンの整備促進等により散策しやすいまちづくりに取り組みます。</p>	
305	<p>既存の道路の自転車レーンの設置を積極的に検討し、実施すべき。</p>	<p>区では、自転車走行環境のモデルとするため、光が丘地区において既存道路の車道上に自転車レーンを整備しました。今後、この路線の整備効果を検証しながら、他の既存道路への対応について検討します。</p>	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
306	自転車レーンを歩道側に設けているが、歩道と車道の縁石のでこぼこは走りづらい。ベビーカーや車いすも段差で苦戦している。改善策を講じるべき。	縁石の段差は、視覚障害者の方が歩道と車道の境を認識するための重要な段差です。 段差が無ければ、車イスやベビーカーを使用されている方は楽に通行できますが、視覚障害者の方は歩道と車道の区別がつきにくくなってしまいます。両者の意見を踏まえ、歩道と車道の境は2cm段差が標準となっています。 なお、現在、よりよい構造について検討しており、横断歩道4mのうち1.2mをゴムピース付きのスロープ状の縁石を設置する試験施工を行っています。	
307	左側通行や、二段階右折など、自転車のルール、マナーの啓蒙にも取り組んで欲しい。	区では様々な区民を対象に、スタントマンの実演による自転車安全運転教室や自転車シミュレーター活用事業の実施など、ルール・マナーの普及・啓発に努めています。 今後も警察等関係機関と連携し、様々な手法と機会を捉えながら、さらに取組を進めていきます。	
308	自転車レーンを整備するだけでは不十分。車を運転する人の自転車走行への理解、自転車に乗る人のマナー向上などソフト面の充実にも取り組むこと。	区では様々な区民を対象に、スタントマンの実演による自転車安全運転教室や自転車シミュレーター活用事業の実施など、ルール・マナーの普及・啓発に努めています。 今後も警察等関係機関と連携し、様々な手法と機会を捉えながら、さらに取組を進めていきます。	
309	18の戦略計画の中に病気予防の観点、政策が欠けている。「病気予防のためのスポーツ起し」（仮称）を19番目の戦略計画に追加して欲しい。	計画5に掲げる地域包括ケアシステムの「予防」には健康づくりも包含しています。戦略計画5に介護予防・日常生活支援総合事業を追加し、アクションプランで介護予防の支援を計画化しました。 また、スポーツと健康づくりについても、計画16に記載しました。	
戦略計画17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に			
310	練馬城址公園のあり方については、検討過程から公開し、区民参加の検討と意見反映に努めること。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
311	防災公園になることは賛成。公園を設計する段階から住民が参加して進められるようにして欲しい。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
312	「にぎわい」は「静かで落ち着いた住宅地」というニーズと対立するので、区や東京都が旗を振るのではなく、周辺商店街の自主性にまかせるべきではないか。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
313	練馬城址公園は歴史・文化をベースに発信する構想がポイントである。河川を利用し練馬親水湖を造成する。冬期はスケートとマラソン、春は観桜会。夏は水泳プール、秋は紅葉会等で年中にぎわう空間にしよう。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
314	水とみどりのネットワークの拠点として豊島園の中を流れる石神井川を自然河川として再生して欲しい。	東京都は、練馬城址公園の事業化にあたり、「水のみどりのネットワークの形成」をポイントの一つとしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
315	都立公園になっても、子どもたちが楽しめる遊園地とプール（被災時のことも含めて）を残して欲しい。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
316	としまえんを防災公園とするならば、災害拠点病院も併設すべき。	東京都は、練馬城址公園の事業化にあたり、東日本大震災を踏まえ「首都東京の防災機能の強化（避難場所等となる公園・緑地の整備促進）」をポイントの一つとしています。 都市公園法により、都市公園内に病院を設置することはできませんが、今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
317	練馬城址公園の計画を中止し、代わりに、としまえんから土地区画整理事業に必要な土地を収用する方法で、豊島園駅周辺の住環境の向上を図ること。	練馬城址公園は、昭和32年に都市計画公園として決定されています。今後、練馬城址公園の整備に合わせて、周辺の都市基盤の整備についても、東京都へ要請していきます。	
318	としまえんを含む練馬城址公園に、にぎわいの拠点としてスカイツリーのような140m(トシマ)以上のツリーを建設することを提案する。今の練馬城址公園構想では、「にぎわいの拠点」には程遠い。集客力を上げるには、思い切り良く、目玉になるものを1つ考案することだ。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
319	「防災の拠点」として近隣住民の避難場所という機能は切実なニーズであり、現在のとしまえんは貴重な空間であるので、重視してほしい。	東京都は、練馬城址公園の事業化にあたり、東日本大震災を踏まえ「首都東京の防災機能の強化(避難場所等となる公園・緑地の整備促進)」をポイントの一つとしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
320	「練馬城址公園」が緑豊かな区民の憩いの場となるよう、また、としまえんを流れる石神井川を活かした親水公園づくりを希望する。	東京都は、練馬城址公園の事業化にあたり、「水のみどりのネットワークの形成」をポイントの一つとしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
321	練馬城址公園へ、例えば、地面に人が踏めばエネルギーとして集積できるような未来型エネルギーシステムを試行的に取り入れたらどうか。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
322	周辺住民や区民からは遊園地やプールは残してほしいという声もよく聞かれるため、意見が反映できるよう東京都に働きかけて欲しい。そのために区として周辺住民や区民からの意見を丁寧に調査してほしい。	練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、区民のご意見を伺いながら、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図り、区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。	
323	としまえんの名を残してほしい。	昭和32年に「練馬城址公園」として都市計画決定されています。公園の名称についても、区民のご意見を踏まえ、必要に応じて、東京都に要請していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
324	計画名を「練馬城址の森公園」とすることを提案する。	昭和32年に「練馬城址公園」として都市計画決定されています。公園の名称についても、区民のご意見を踏まえ、必要に応じて、東京都に要請していきます。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
<p>柱 新たな区政の創造</p>			
<p>戦略計画 18 新しい成熟都市に向けた区政の創造</p>			
325	基本方針の第三に、「地域住民」という一番大事な言葉が抜け落ちているのでは。	良質で効果的な区民サービスを提供するために、地域で活動している団体や民間事業者等と協働する旨を方針として定めたもので、地域団体等には地域住民をはじめ区民を含んでいます。	
326	行政改革が目標とすべき5年後の数値目標が少ない。数値目標がなければ、個別戦略にも落とし込みが難しいのでは。	平成27年度に具体化する（仮称）区政改革計画において、目標設定について検討します。	
327	事業評価、人事評価それぞれについて、評価制度を多面的に行うべき。 PDCAのサイクルのどこかに問題はないか。人事面も同様で、他部署の仕事に協力的、部門間調整を人間力で精力的に行う職員が、自部署（での働き）しか評価されないというのも妥当性に欠ける。	事務事業評価については、内部評価のほか、行政評価委員会を設置して第三者評価を行っています。平成27年度に具体化する（仮称）区政改革計画において、より実効性の高い制度となるよう見直します。 人事評価についても、業績評価として部署間の調整能力は評価の対象としています。今後、さらに組織全体の公務能率が向上するような新たな人事評価制度を構築していきます。	
328	「縦割り」感を払拭していくためにも、部署間改革等を個別戦略として位置づけ、「練馬区の行政イメージは変わった」というブランディングを明確な業務とした部署があると変革になると考える。	戦略計画やビジョンに基づくアクションプランでは、制度や組織の壁を超える取組を計画化しています。平成27年度に具体化する（仮称）区政改革計画においても、組織連携をさらに進める取組を検討していきます。	
329	サービスの質向上の取組として「区民が身近な場所で区政に関する相談ができるように取組を工夫します」とあるが、そのためには削減された出張所機能を復活すべきで、これ以上の住民サービスの削減は中止してほしい。	自動交付機やコンビニ収納の普及により、出張所の利用率が低下したため、事務を見直しましたが、引き続き窓口で区政案内等を行っています。併せて、区民事務所の増設や土曜開庁の拡大、郵便局での証明書発行を行い、サービスの向上を図りました。ビジョンで示したとおり、出張所等17か所を段階的に地域の見守りの拠点として、地域の実情にあわせてモデル事業を行います。	
330	ビジョンの中に情報ガバナンスの項目がない。複雑化する情報集約箇所のホームページの更なる統制を戦略に盛り込むべき。	戦略計画18の取組項目に「開かれた区政に向けた情報発信の充実」を追加します。	
331	20代、30代の区民が自分事として区政に興味を抱けるような項目が「子育て」以外にあれば区政を知る機会がふえるはず。	戦略計画18の取組項目に「開かれた区政に向けた情報発信を充実」を追加し、区政の課題を分かりやすく伝える取組を進めます。	
332	外部の研究機関連携や政策・公益研究をすることで、発見と改善が出てくると考える。	区政改革の一環として、民間企業、外部機関との人事交流や職員の派遣等を通じて職員の意識の向上を図ります。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
333	区の職員の人材スキルの向上として、幹部候補生の区外の民間企業への出向（２～４年）と民間企業からの出向、優良な若い職員の内外への出張研修など、実施して欲しい。	区政改革の一環として、民間企業、外部機関との人事交流や職員の派遣等を通じて職員の意識の向上を図ります。	
334	改革実現のために職員の意識改革を掲げているが、練馬区職員の古くて内向きの体質を変えるには、まずは区長と職員の信頼関係が重要。トップダウンの上から目線では意欲的な職員は育たない。	ビジョンの検討をはじめ日々の業務において、区長と職員は、より良い区政運営をめざして議論を重ねながら職務を遂行しています。今後も活発な議論等を通じて職員の育成、組織風土の変革に取り組みます。	
335	管理職を含めた職員のコンプライアンス意識の欠如を課題として認識すべき。	毎年、全職員に研修を実施するなどコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。今後もコンプライアンスを含めた職員の意識改革を進めていきます。	
336	正しい職員の評価とその反映が必要。職員の昇給・賞与等の評価査定を複数の直属上司に一定程度査定させてはどうか。	現在の人事評価においても、複数の評価者で行っていますが、区政改革の一環として、さらに組織全体の公務能率が向上するような新たな人事評価制度を構築していきます。	
337	業績に基づく人事評価とは、地元住民の傷みを無視して区の計画を予定通り断行することが評価されるということか。	業績評価にあたっては成果だけでなくその過程も含め、区民福祉の増進に向けて意欲的に取り組む姿勢など、多面的に評価しています。今後、区政改革の一環として、さらに組織全体の公務能率が向上するような新たな人事評価制度を構築していきます。	
338	職員の削減だけでなく、必要な人材は大いに採用しよう。「造園学系」「都市工学系」「森林環境系」などの人材を採用して欲しい。	技術系の職種等において、専門性を持った有為な人材の確保に引き続き努めます。	
339	財政基盤の強化のために収入未済金の徴収強化をうたっているが、区民生活が苦しくなる中、丁寧な対応や軽減策の充実が求められており、強権的な取り立ては中止して欲しい。	丁寧な対応を行いながら、法や条例等に基づいて、収入未済金の徴収強化に努めていきます。	
340	都内経常収支比率ランキングで練馬区はワースト３。財政構造の硬直化を打破しないことには、せっかくのビジョンも絵に描いた餅になるのでは。	平成25年度決算における経常収支比率は、特別区の中で数値の高い順から８番目ですが、まだ適正水準を上回っています。財政基盤の強化に向けて、経常収支比率の改善、収入未済金の徴収強化等による歳入の確保および歳出の削減など規律ある財政運営に取り組みます。 ビジョンの実現可能性を財政的に担保するものとして、アクションプラン素案では27年度～29年度の財政フレームを示しています。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
341	歳出削減に民間の活用を。	区政改革の一環として、費用対効果の分析に取り組み、区民・地域団体・民間事業者等との協働により良質で効果的な区民サービスを提供できるよう検討していきます。	
342	地域住民に最も至近距離にある市区町村職員は、住民目線で仕事をするべき。大体に、行政目線になりやすい。	ビジョンの実現をめざし、区民・地域団体等との協働を進めるため、区職員の意識の向上を図ることを明確にしました。	
343	素案【構想編・戦略計画編】64ページには「民間との協働」とある。委託の進め方の問題として、公的な責任を明確にし、区民・保護者の同意のない委託はやめてほしい。	保育園、児童館、学童クラブは平成26年度までに47施設を委託してきました。例えば今年度実施した保育園の第三者評価では、約9割の保護者が「満足している・概ね満足している」という結果でした。今後も、区民ニーズに応えるために適切で効率的な方法を選択しながら、子どもの成長と子育てを総合的に支援していきます。	
344	区民大学「Enカレッジ」は戦略計画に盛り込まれないのか。	戦略計画18「新しい成熟都市に向けた区政の創造」において、地域活動を担う人材の育成や、区民の様々な経験、知識・技術、学習の成果を活かすための仕組みづくりを進めることを区政改革の取組項目として記載しました。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
その他			
345	高齢者の増加は、5年後には今以上と思う。施設が無いより、高架下でも施設が出来ることを望む。反対論者のことも分かるが、反対、反対ではなく、危険なら危険を取り除くことを考えるべきだと思う。施設に通う人が喜んでもらえる内容の充実に力を入れてほしいと思う。	区民サービスを充実するために高架下を有効活用することは、区民全体の福祉の向上に資するものと考えています。地域環境に配慮し、ご理解が得られるよう努力を続けながら、施設利用者が安全・快適に利用していただける施設整備に向けて、引き続き取り組んでいきます。	
346	責任ある予見の義務、住民の危険回避の対策実施義務について、区の考えは。	関越自動車道高架下の活用予定区間における高架道路の耐震性については、国の技術基準に則って耐震補強工事が行われており、平成24年に改訂された同基準で想定されている地震動に対する耐震性能を有していることを、高架道路の維持管理を行っているNEXCO東日本に確認しています。 また、日常的な点検や年1回の目視点検のほか、5年に1回の頻度の詳細点検を実施し、必要な補修を行っていることを、NEXCO東日本に確認しています。	
347	高架下計画の進め方については、住民の意見に基づくものではなく、区が一方向的に進めてきたために今でも合意できずもめている。一番影響を受ける区民の意見を聞き、反対派と決めつけず、冷静に、聞く耳をもって接して欲しい。私たちも高架下利用については、賛成である。中身についての議論をすべきである。	関越自動車道高架下の活用については、検討の節目において、これまで6回にわたり住民説明会を開催し、寄せられた質問には回答・説明を行ってきました。さらに、個別に区民から寄せられた要望・質問等についても、その都度回答しています。 多くの区民から早期活用の要望が寄せられており、区議会平成23年第三回定例会において、区の活用計画の早期実現を求める陳情が採択されています。 引き続き、丁寧に地域住民にご説明しながら、早期の活用実現に取り組んでいきます。	
348	練馬区職員が区民の意見をどのように汲み取っているか。また、練馬区という地方自治体の民主主義は他の自治体に比べてどうなっているか。	職員は各現場で区民のご意見を日々直接伺い、施策や事業に活かしています。区が施策や事業を進めるうえでは区民の代表である区議会のご意見を伺うとともに、区民意見反映制度の実施や住民説明会の開催等により、区民のご意見をお聞きしています。	
349	行政は、問題提起する区民、異議を唱える区民には”反対派”のレッテルをはり、会議等に排除してきた。 ”反対派”というレッテルはりをやめて、異なる意見にも耳を傾けて欲しい。	区は施策を進めるうえで、区民意見反映制度や住民説明会の開催など、必要に応じて様々な機会を設け、多様な区民意見をお聞きしています。また、特定の区民を排除したり、レッテルを貼るなどということはありません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
350	計画を策定するに当たり、住民の意見や参加のシステムをどのように民主的に公平性をもって住民合意のもと進めていくのか。	区が施策や事業を進めるうえでは区民の代表である区議会のご意見を伺うとともに、区民意見反映制度の実施や住民説明会の開催等により、区民のご意見をお聞きしています。	
351	練馬文化センターを災害拠点病院に、平成つつじ公園を避難公園と緑地に、ココネリと交通広場を商業施設に再編しては。	ココネリは50年の定期借地権方式により整備しました。他の施設もご提案のような再編は短期的には困難です。練馬駅周辺を含め、今後の区立施設のあり方は28年度までに策定する公共施設等総合管理計画の中で検討します。	
352	公共の施設のトイレを、もっときれいな誰もが行きたくなくなるような、日本で、見本になるような、そんなトイレにしてはどうか。練馬を、全国に発信できると思う。	区立施設の改修改築にあたっては、利用者が快適に利用できるトイレとなるよう整備します。	
353	江古田駅から練馬総合病院への旭丘文化通りに誰でも腰かけられる椅子の設置を希望する。 提案 イスデザインを街で募集し、街おこしイベントを開催する。 提案 民家に椅子を設置するスペースを提供してもらう。	道路空間へのベンチ等の設置については歩行者の通行の安全を確保するうえで課題があると考えます。	
354	大江戸の親水と河川風物の掘り越しで、練馬駅前の活性化と観光誘致で、千川通りの小川の千川河川のオープン化と千川通り的一方通行化を5年計画で実現しよう。	千川上水の一部区間は復活しています。千川上水の暗渠部については、東京都が千川通り（道路）として管理しています。現在歩道や緑地帯として利用されていることから、開渠にすることは困難であると聞いています。	
355	練馬区のインフラ整備は、非常時に必ず貢献する地元の中小建設業に常に発注すること。	原則として、予定価格1億5千万円（建築工事については5億円）未満の工事は、区内工事事業者を対象としています。 また、土木・造園工事で実施している、価格以外の施工能力や地域貢献等も評価して落札業者を決定する総合評価入札方式においては、事業者が緊急時土木工事協定の締結がある団体の構成員である場合には、加点するなどの対応をしています。	
356	区内の消費活性化のため、労働環境の適正化をはかり公契約のもとで働く労働者の賃金の適切な基準を確保するため、公契約条例を制定して欲しい。	民間企業に雇用される従業員の労働条件に関する事項は、地方自治体の条例ではなく、法律によって担保されるべきものと考えます。また、その実効性についても、国の労働保護政策によって担保されるべきものと考えます。	
357	作成から廃棄、歴史公文書としての取扱いまで網羅した公文書管理についての基本条例を制定することが必要。	公文書の管理については、従来から文書管理規程等に基づき適正化を図っており、さらに情報公開条例において公文書を適正に管理する責務を明記しているほか、歴史的文書の取扱いについても、区として制度化しているため、新たに公文書管理条例を制定することは考えていません。	

	意見の概要	区の考え方	対応状況
358	私道に共同埋設した排水溝にたまった汚泥を廃棄しようとしたところ、区はどこも引き取ってくれない。ほかの区のように支援費をつけるか、汚泥を引き取るサービスを希望する。	私道の排水溝の汚泥は産業廃棄物扱いとなりますので、処理業者にご依頼ください。	